

葉山町環境基本計画（案）

（改定版）

地球上の人々と協調・共生をはかり

豊かな自然に囲まれた中で

安全で快適な生活を実現するまち

平成 23 年 月

葉山町

葉山町環境基本計画 目次

第1章 計画改定の基本的考え方

- 1. 計画改定の背景と目的……………2
- 2. 計画の基本的事項……………5
- 3. 計画の構成……………7

第2章 現状と課題

- 1. 自然環境……………10
- 2. 生活環境……………17
- 3. 資源・エネルギーの循環……………23
- 4. 協働と連携……………28

第3章 望ましい環境像と基本目標

- 1. 望ましい環境像……………32
- 2. 基本目標……………33
- 3. 施策体系……………34

第4章 環境配慮・行動指針

- 1. 基本目標1に対する行動……………38
- 2. 基本目標2に対する行動……………39
- 3. 基本目標3に対する行動……………41
- 4. 基本目標4に対する行動……………42

第5章 計画の推進

- 1. 計画の推進体制……………44
- 2. 計画の進行管理……………45

資料編

- 1. 葉山町の概況……………48
- 2. 葉山町環境基本条例……………52
- 3. 葉山町環境基本計画の改定経過……………55
- 4. 環境審議会……………56
 - (1) 葉山町環境審議会規則
 - (2) 葉山町環境審議会委員名簿
 - (3) 諮問・答申
 - (4) 関連制度
- 5. 用語説明……………60

第 1 章

計画改定の基本的考え方

1 . 計画改定の背景と目的

(1) 背景

町では、平成 11 年（1999 年）6 月に「葉山町環境基本条例」を施行し、この条例に掲げる基本理念に基づき環境の保全等を総合的・計画的に推進するために、平成 13 年（2001 年）3 月に「葉山町環境基本計画」を策定しました。

地球環境においては、地球温暖化やオゾン層の破壊、熱帯雨林の消失等の地球規模の環境問題により、多くの環境が損なわれ危機に直面している状況下で、自然と共生を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、様々な施策を進めていく必要があります。

世界的には、地球規模の環境問題の解決を目指し、地球温暖化対策に関して平成 17 年（2005 年）2 月に京都議定書が発効され、温室効果ガス削減に向け各国で対策が進められ、国内においても、地球温暖化対策推進法の改正により、県及び町単位での排出量削減等に向けた計画の推進が図られています。

また、資源・エネルギーの循環に関して「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」が、動植物では「第三次生物多様性国家戦略」が策定されるなど、法整備とともに施策が展開されるなか、神奈川県においても環境基本計画の改定がされました。

町においても、地球温暖化、ごみ問題、外来生物等々さまざまな環境問題があり、今日ある葉山の自然を保全し、未来へ継承する取組みとして、実態に即した環境基本計画の改定を行いました。

国内外と町の動向 平成13年(2001年)～平成22年(2010年)

年度	国際的	国内的	神奈川県	葉山町
H13	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約採択	新・生物多様性国家戦略決定 地球温暖化対策推進大綱決定	廃棄物処理計画策定	地球温暖化対策実行計画策定
H14		自然再生推進法制定 土壌汚染対策法制定	かながわ新エネルギービジョン策定	
H15		循環型社会形成推進基本計画策定 環境保全活動・環境教育推進法制定	地球温暖化防止実行計画策定 新アジェンダ21かながわ策定	まちづくり条例施行
H16	京都議定書発効	外来生物法制定 景観緑三法の一部改正	ESCO事業導入計画策定	
H17		京都議定書目標達成計画策定	環境基本計画改定 アライグマ防除計画	緑の基本計画策定
H18		第三次環境基本計画策定 地球温暖化対策推進法改正 容器包装リサイクル法改正	みどり計画策定 景観条例施行	
H19		第三次生物多様性国家戦略策定 第2次循環型社会形成推進基本計画策定	分別収集促進計画(第5期) 廃棄物処理計画改訂	第二期葉山町地球温暖化対策実行計画策定 タイフリス防除実施計画 容器包装廃棄物分別収集計画策定
H20	洞爺湖サミット	地球温暖化対策推進法改正 生物多様性基本法制定	里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例施行	ゼロ・ウェイストへの挑戦
H21	気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)	土壌汚染対策法一部改正	地球温暖化対策計画策定	
H22	生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法一部改正	地球温暖化対策推進条例施行 遺伝子組換え作物交雑等防止条例施行	葉山町環境基本計画改定 ごみ処理基本計画策定 容器包装廃棄物分別収集計画改定 景観計画策定

(2) 目的

本計画は、葉山町環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けて、環境の保全等を総合的・計画的に推進するため策定しましたが、計画期間が平成22年度までであること及び環境問題をめぐる状況の変化が著しいため、改定することとします。

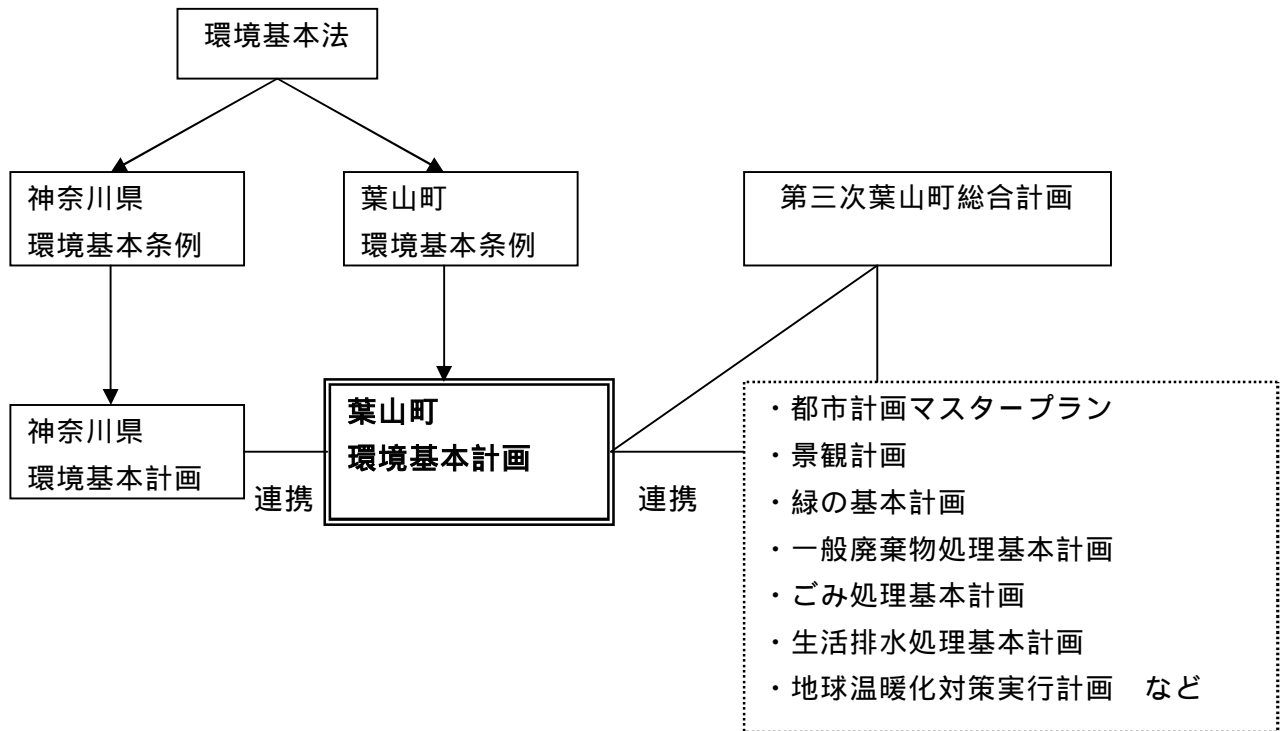
町の自然・社会環境の特性、まちづくりの方向性を十分考慮しながら、様々な環境問題に対する取組みを効果的かつ効率的に進めていきます。

葉山町環境基本条例第3条の基本理念

- ・環境の保全及び創造は、町民が健全で恵み豊かな生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- ・環境の保全及び創造は、町、事業者及び町民がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に行われなければならない。
- ・環境の保全及び創造は、地球的規模の環境問題を町、事業者及び町民が自らの課題と認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的な取組によって行われなければならない。

2. 計画の基本的事項

(1) 位置付け



(2) 実施主体

計画の実施主体は、町民・事業者・町・滞在者とし、次の役割とします。

町 民・・・日常生活の中で、環境に配慮した暮らしを実践するとともに、町の環境保全に関する施策に対して、積極的に参加・協力します。

事業者・・・自らの事業活動が環境に負荷を与えること十分認識し、公害発生の防止など環境への配慮に最大の努力を払うとともに、町の施策に積極的に協力します。

町・・・環境を保全するための中心的な役割を担い、各主体や行政に関わる諸機関、町議会等と協働・連携をしつつ、町の環境の状況に応じた施策を策定し、実施します。また広域的な取組については、国や近隣自治体と連携を図り、協力を努めます。

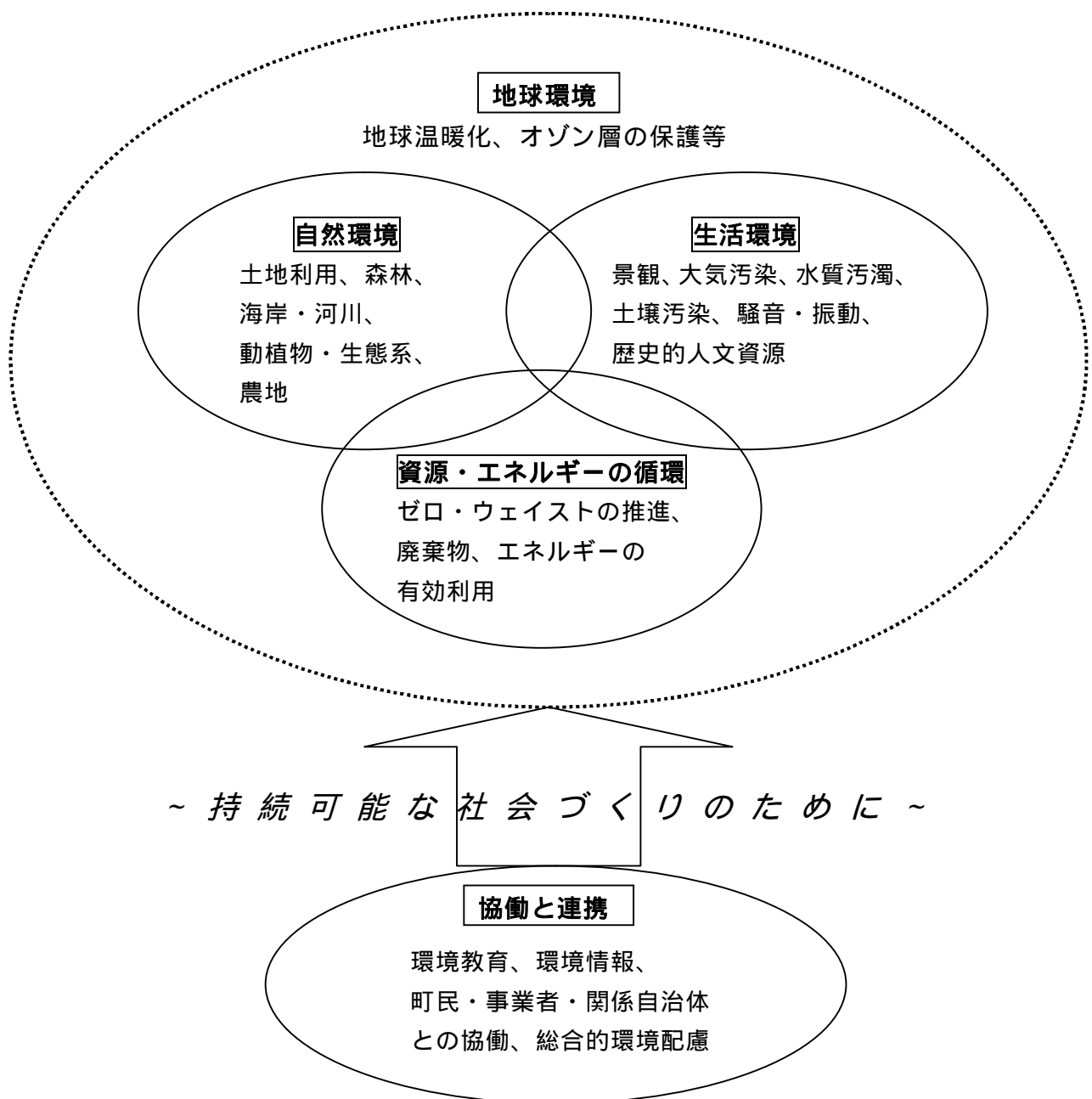
滞在者・・・葉山町の町民・事業者・町の環境への取組を尊重し、滞在期間中これに積極的に協力します。

(3) 期間

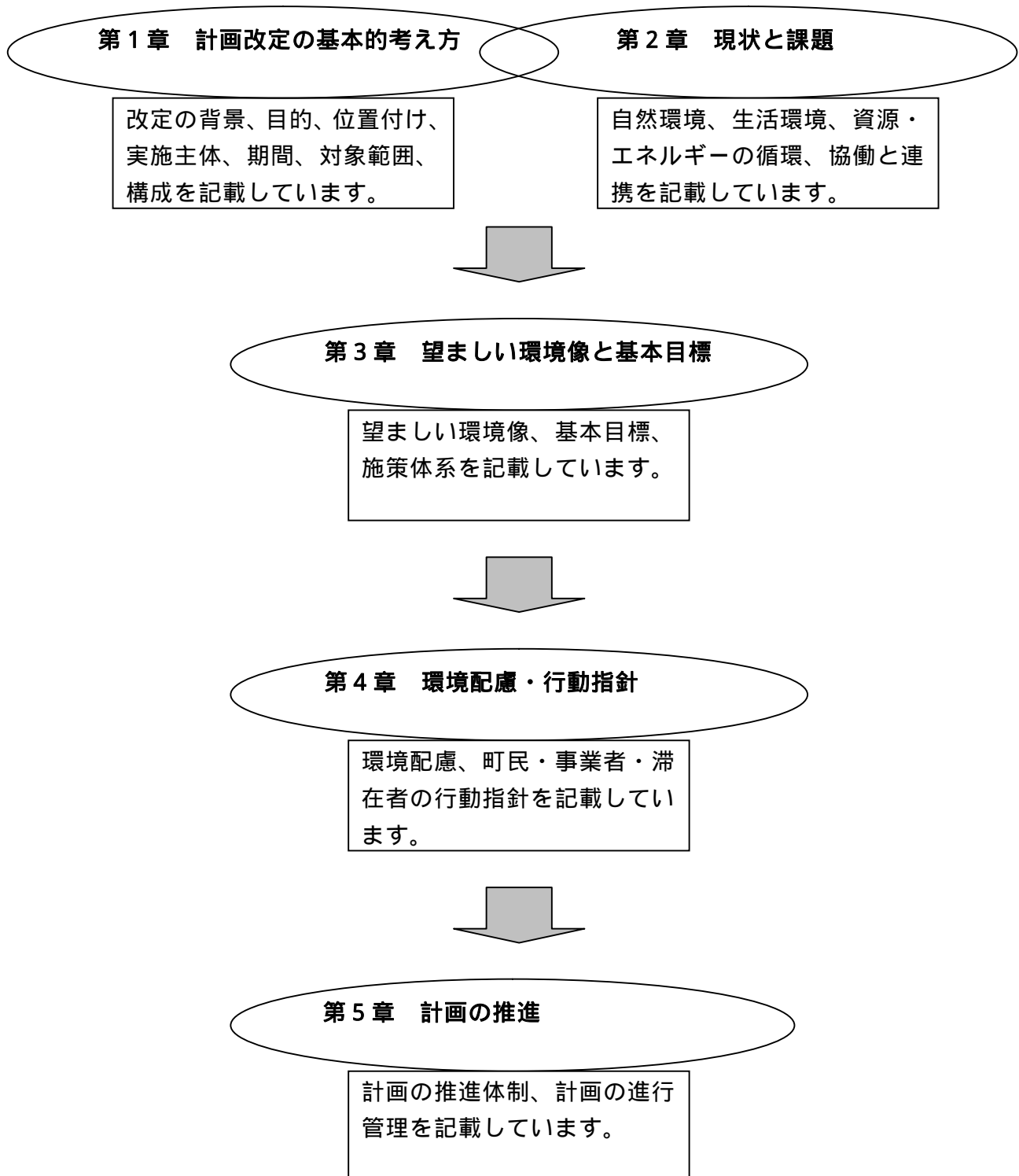
計画の期間は平成23年度(2011年)から平成32年度(2020年)までとしますが、基礎的条件である環境や社会経済情勢の変化に対応し、5年を基本とし適宜見直しを図るなど柔軟に対応していきます。

(4) 対象範囲

本計画で対象とする範囲は、次のとおりです。



3. 計画の構成



第2章

現状と課題

1. 自然環境

自然環境は、丘陵から河川、海岸域まで一体となった豊かな生態系を保全するため、防除計画等による外来生物対策、また、緑地保全の推進や町有緑地の適正な管理を実施し、海岸・河川流域では清掃活動を中心とした取り組みを行ってきました。

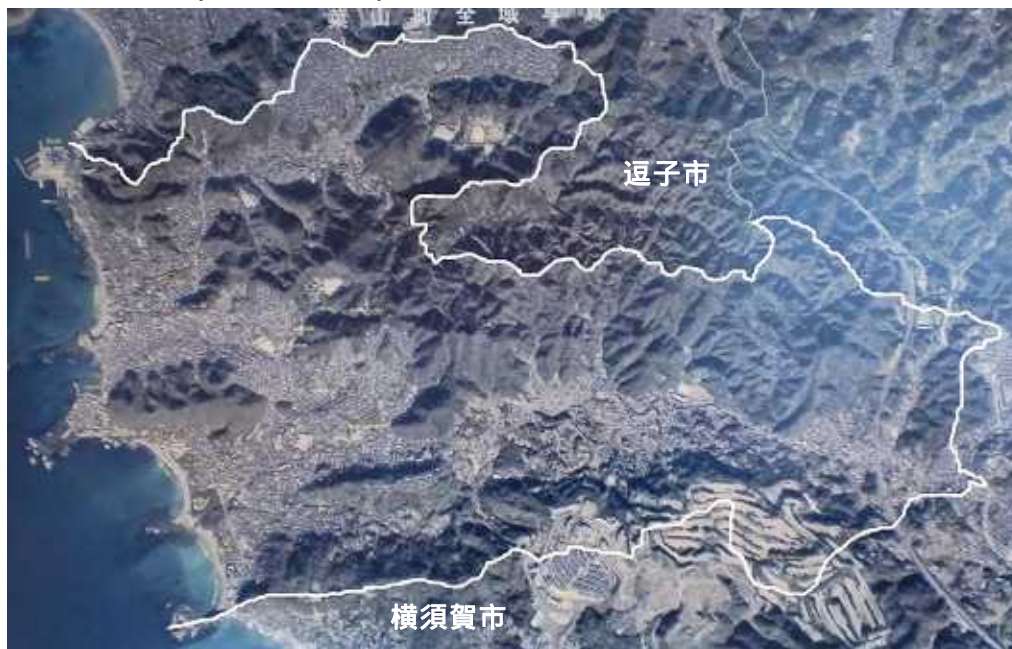
(1) 土地利用

土地の状況

地形は、東側に丘陵地、西側が海で、丘陵地から南北二つの川が東から西へ流れています。この二つの川の流域に沿って、自然条件が形成され、それぞれ海岸と河川沿いの平坦地に漁村集落や農村集落が古くから存在し、これを基礎として市街地が発展していきました。

その後、海岸地域には、御用邸を核として別荘や保養所が集積し、県道森戸海岸線沿いには商店街が形成され、その背後と河川沿いの平坦地から丘陵部の開発により住宅地が広がっており、南の丘陵地では、湘南国際村が開発されています。

葉山町全域写真（拡大版 P 65）



土地利用分類別面積の状況

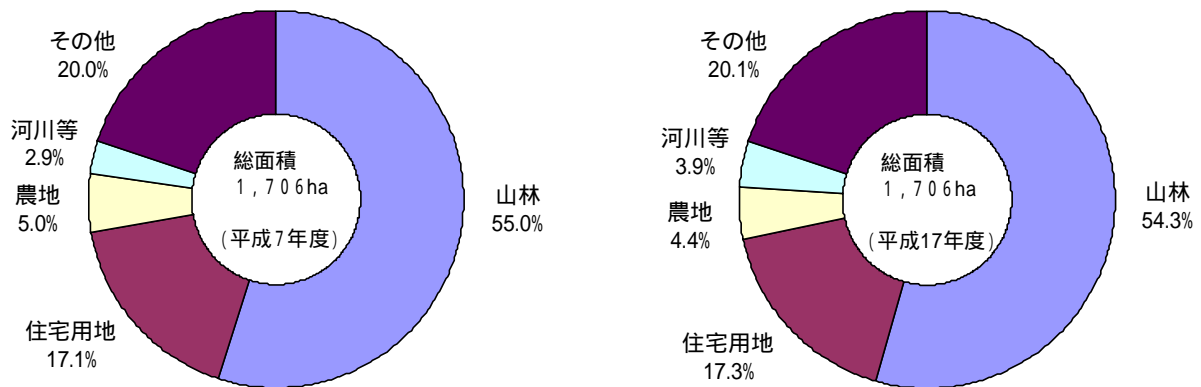
町の総面積 1,706ha のうち分類別で、山林 927.3ha、住宅用地 294.7ha、農地 74.8ha、河川等（河川・水面・水路・荒地・海浜・河川敷）66.3ha であり、山林や農地などの占める比率は比較的高くなっています。

（単位：ha）

	山林	住宅用地	農地	河川等	その他	計
平成7年	938.7	291.8	84.6	49.5	341.4	1,706
平成12年	944.3	288.1	75.4	64.8	333.4	1,706
平成17年	927.3	294.7	74.8	66.3	342.9	1,706

出典：都市計画基礎調査

土地利用分類面積



出典:都市計画基礎調査

用途地域の状況

現在、町域全体が都市計画区域で、市街化区域は 513ha (30.1%)、市街化調整区域は 1,193ha (69.9%) となっています。

用途地域では、第一種低層住居専用地域が 296ha と最も多く、次いで第一種住居地域が 128ha、第一種中高層住居専用地域が 80ha、近隣商業地域が 7.0ha、第二種中高層住居専用地域 2.4ha となっています。

日本の渚 100 選

平成 8 年に「海の日」が国民の祝日として制定されたことを記念して「日本の渚・中央委員会」が選定したもので、「葉山海岸」が選定されています。

日本の水浴場 55 選

平成 10 年に環境庁（現・環境省）主催で日本の水浴場 55 選に一色海岸が選定されており、水質良好でウミガメの産卵がみられることもある美しい浜辺となっています。

かながわの景勝 50 選

昭和 54 年度に選定されたかながわの景勝 50 選として、「長者ヶ崎」、「森戸の夕照」が選定されています。

課題

- ・ 自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図りながら、町の豊かな住環境の維持向上をめざし、地域の特性を踏まえた総合的・計画的な土地利用のための仕組みづくりが必要です。
- ・ 海岸地域や里山の景観の保全、旧別荘地から継承した町並み、風致の維持など重視した土地利用が重要となります。

(2) 森林の保全

首都圏近郊緑地保全法に基づく緑地保全

首都圏の良好な緑を保全するため、首都圏近郊緑地保全区域が首都圏近郊緑地保全法により全国に先駆けて定められています。首都圏近郊緑地保全区域は約1,100ha、近郊緑地特別保全地区は約30haを占めています。

種 類	地区名称	面 積	指定年月日
近郊緑地保全区域	衣笠・大楠山近郊緑地保全区域	272.5ha	S42.2.16
”	逗子・葉山近郊緑地保全区域	805.5ha	S42.2.16
近郊緑地特別保全地区	三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区	33.2ha	S42.3.29

かながわのナショナル・トラストによる緑地保全

町内では、県に寄贈された次の緑地がトラスト緑地として保全されています。

緑 地 名	寄贈面積	寄贈年月日
葉山緑地	1.1ha	S60.5.14
葉山滝の坂緑地	5.1ha	H3.3.28
長柄緑地	1.6ha	H9.3.31
葉山堀内緑地	0.4ha	H9.3.31 H11.3.4
長者ヶ崎緑地（横須賀市分を含む）	1.1ha	H9.3.31
一色台緑地	0.4ha	H14.4.30
合 計（6カ所）	9.7ha	

町有緑地

町有緑地として、平成21年度末現在で、37.6 haを維持管理しています。

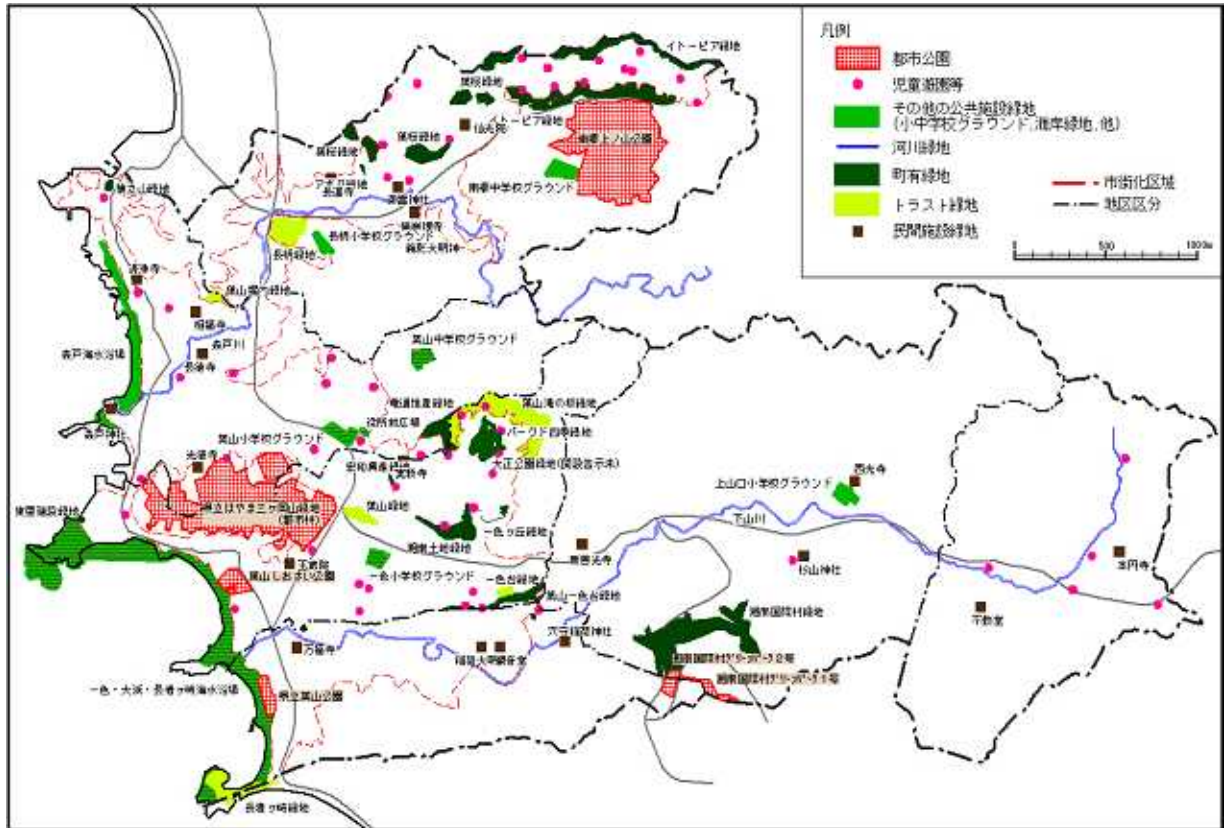
緑 地 名	面 積
イトーピア緑地	12.9 ha
湘南国際村緑地	11.9 ha
葉桜緑地	4.0 ha
大正公園緑地	2.5 ha
シーライフパーク（電通恒産）緑地	1.7 ha
湘南土地緑地	1.4 ha
その他（8カ所）	3.2 ha
合 計（14カ所）	37.6 ha

緑の現況と町有緑地の保全活動

町の緑の現況は、山地、里地・里山、斜面地、市街地、海辺まで、変化に富んだ地形が存在し、地形ごとの植生が形成されています。

また、地域のボランティア団体等により、町有緑地における間伐等の緑地保全が進められ、緑の質の向上が図られています。

施設緑地現況図



緑の基本計画より

かながわの名木 100 選等の選定状況

町内の素晴らしいみどりは、かながわの名木 100 選をはじめ次のとおり選定されています。

名称	選定年度	選定対象
かながわの名木 100 選	S 59 年度	森戸大明神のビャクシン
かながわの美林 50 選	S 63 年度	仙元山の森
かながわの花の名所 100 選	H 6 年度	あじさい公園、湘南国際村
鎌倉と三浦半島のまちの美しいみどり 50 選	H 元年度	南郷上ノ山公園、あじさい公園、仙元山、花の木公園、葉山しおさい公園
三浦半島の名木・古木 50 選	H 5 年度	玉蔵院のエノキ・イチヨウ、須藤家のウメ、大昌寺のモミジ、永嶋家のカヤ

課題

- ・ 町有緑地の保全のほか、維持の困難から荒廃の進んだ二次林の利活用が課題となっています。
- ・ 法令等による保全施策を講じられていない樹林地もあり、現状での積極的な保全は困難な状況にありますが、斜面崩落など土砂災害の危険性も指摘されており、治山治水など自然資源の保全と防災に配慮した適正な管理体制の整備が必要となっています。

(3) 海岸や河川などの水辺地の保全

クリーン葉山の実施

町では、清掃活動を通じて町民に環境美化を呼びかけるとともに、(財)かながわ海岸美化財団の協力・参加を得ながら、海岸の一斉清掃「クリーン葉山」を実施しています。

年度	実施年月日	参加人数	ごみ収集量
平成 19 年度	H19.5.19	608 人	3.69 トン
	H19.9.22	604 人	5.31 トン
平成 20 年度	H20.5.24	800 人	4.10 トン
	H20.9.27	540 人	2.89 トン
平成 21 年度	H21.6.20	660 人	2.38 トン
	H21.10.3	385 人	1.85 トン

河川の清掃活動

生物多様性の保全を目的としたボランティア団体等により、河川の清掃が実施されています。

海岸の概要

明治から保養地として発展してきた葉山町は、森戸、一色、長者ヶ崎・大浜の3つの風光明媚な海水浴場を擁していることで知られています。また、全海岸延長の約半分の約3kmが海岸法により海岸保全地域に指定されています。

芝崎ナチュラルリザーブの保全

町では芝崎海岸を「芝崎海岸および周辺水域」(別名：芝崎ナチュラルリザーブ)として天然記念物に指定し、保全と活用を行っています。当地は狭いエリアに様々な環境が組み込まれ、三浦半島の中でも群を抜いた多様な生物が生息しています。

生物多様性の保全

ボランティア団体等による水辺地の清掃活動など、メダカ、ホタルを始めとして動植物の生態系を維持する保全活動が実施されています。

課題

- ・ 公共下水道の整備で、浄化された処理水を森戸川に放流することにより、水質は良くなっていますが、源流域付近では貴重な動植物も分布しており、更なる水質保全の推進が必要です。
- ・ 下山川・森戸川の流域ごとに良好な水質とその生態系を維持し、市街地ではさらなる浄化に努めるとともに、生態空間に配慮した河川整備やボランティア等と連携した積極的な保全活動をおこなっていく必要があります。
- ・ 海岸や河川に関しては、護岸や堤防の整備等により、高潮や洪水などの防災に考慮しつつ、自然に配慮した整備が重要です。

(4) 動植物・生態系の保全

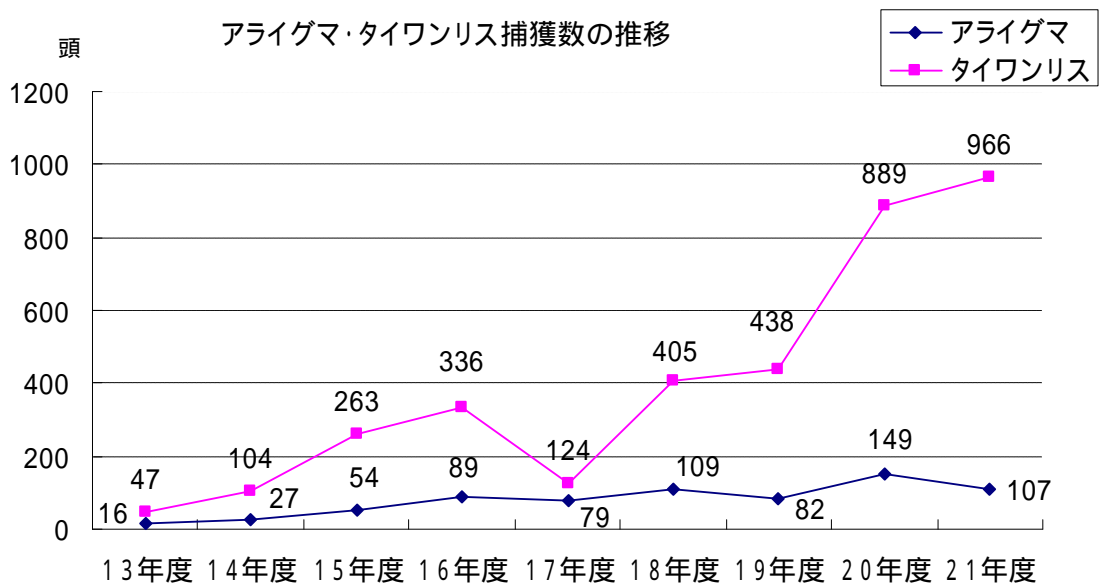
鳥獣保護区

町では、以下の2カ所が鳥獣保護区に指定されています。また、二子山・森戸川周辺は、かながわの探鳥地50選（H3年度）に選定されています。

種 類	保護区名称	面積
森林鳥獣生息地	二子山（逗子市、葉山町）	319.0ha
身近な鳥獣生息地（旧誘致地区）	一色	96.0ha

外来生物の防除

アライグマ、台湾リスは特定外来生物で、日本古来より生息する生物と性質が異なり、在来生物の生息を脅かす状況にあります。これにより、急速に分布は拡大し、生態系や生活・農業等に被害を及ぼし大きな問題となっています。



沿岸部は、岩礁や砂地が入り込み、生物が生息する好条件となっており、特にカジメの海中林やアマモの藻場は、魚介類の繁殖には格好の場となっています。

課題

- ・山地と海岸を併せ持つ地形から、森林、河川、海洋の連続した生態系を保持するため、様々な空間での連携した保全活動が必要となっています。
- ・外来生物による農作物・生活被害が発生する一方で、在来種への影響が懸念され、生態系のバランスを崩さないよう広域的な対応が必要です。
- ・陸域、水域、湿地域における植物相、動物相などの生物多様性の状況について、経年的な推移を含む現状把握の必要があります。

(5) 農地の保全

葉山町の経営耕地面積（販売農家）

農業センサス（平成17年より農林業センサス）における町の経営耕地面積の推移となっています。

（単位：a）

年 別	総面積
昭和 60 年	2,180
平成 2 年	1,352
平成 7 年	1,346
平成 12 年	1,500
平成 17 年	1,020

出典：統計はやま

町民農園の開設

家族で野菜の栽培と収穫ができるよう、木古庭と上山口に町民農園があります。1世帯1区画で利用面積は15平方メートル、利用期間は2年間です。

木古庭 28区画

上山口 77区画

田畑の援農状況

ボランティアグループにより、上山口地区等の棚田や畑を手伝い、農家の仕事を学びながら、協働による援農が行われています。

中高年ホームファーマー事業（県事業）

耕作されなくなった農地を県が借り受けて復元した農園で、基礎的な栽培技術の研修を受講しつつ耕作し、新鮮な野菜づくりを楽しみながら、農地の保全の一翼を担っています。

課題

- ・農地は、人々の食生活を支える大切な基盤であるとともに、大気浄化や水源涵養など緑地として機能しており、活用と保全の必要があります。
- ・地場農産物の生産向上や地域販売ルートの確立により、地産地消を推進し、農業への関心を高めるとともにふれあう機会が必要となっています。
- ・農業体験とレクリエーションの場として町民農園が重要です。

2. 生活環境

生活環境は、鉄道がなく自家用車による移動手段が中心となるため、アイドリングストップなどの啓発で大気汚染の防止に努め、生活排水の適正な処理では、公共下水道事業又は合併浄化槽の普及を推進し、水質汚濁の防止に取り組んできました。

(1) 良好な景観の確保

里地・里山の景観

町内には緩やかな傾斜地に棚田などの田畑や民家が点在する典型的な里地里山の農村景観が、地域の歴史と風土の中で育まれ葉山の景観の一つとして親しまれています。

上山口地区等の棚田や山里の美しい景観を残す働きとして、農家とボランティア団体の協働による活動が進められています。

また、平成21年には上山口の棚田が「にほんの里100選」〔主催：朝日新聞社／(財)森林文化協会〕に選ばれています。

かながわのまちなみ100選等

温暖な気候と風光明媚なまちに御用邸(明治27年)が造営され、保養の地として古くから知られてきました。

町の良好な景観は、かながわのまちなみ100選などに選定されています。

名 称	選定年度	選定対象
かながわの景勝50選	昭和54年度	森戸の夕照、長者ヶ崎
かながわのまちなみ100選	昭和61年度	葉山御用邸、三ヶ岡の海岸通り
かながわの古道50選	平成5年度	古東海道の上山口付近

景観計画

町の景観施策は、葉山町都市計画マスタープランの都市景観形成方針に「葉山らしさの創出」を掲げ進めてきましたが、景観計画策定により、「分権」、「協働」、「経営」のテーマごとに基本戦略を定め、良好な景観の形成を総合的に進めています。

風致地区の状況

町の約4分の1にあたる406.5ha(大楠山風致地区：98.7ha、一色風致地区：307.8ha)が風致地区に指定されています。

屋外広告物の管理

町では神奈川県屋外広告物条例(昭和24年9月1日)に基づいて、屋外広告物の許認可事務の権限委譲を受け、屋外広告物の適正な管理をしています。

いけがき設置助成制度

町では、みどり豊かな住み良い環境づくりと防災を目的として、「葉山町いけがき設置助成要綱」に基づき、住宅用地に基準を満たすいけがきを新たに造る場合に助成金を交付しています。

課題

- ・葉山町は風光明媚な自然環境と一体化した良好な都市景観を形成していますが、観光客によるごみのポイ捨てや、粗大ごみの不法投棄等の対策が重要です。
- ・開発による景観の変化や、管理の不徹底による空き地の荒廃等の問題も存在しており、関係機関との連携が必要です。
- ・町の良好な景観の形成に向けた“しくみづくり”を推進するため、新たな条例を創設し、周知徹底を図ると共に、町民の熱意と行動に応える体制づくりが必要です。

(2) 大気汚染の防止

環境配慮型自動車の公用車としての導入等

平成12年度に天然ガス自動車を4台、平成20年度にハイブリット自動車を2台など、環境配慮・省エネ型の自動車を公用車として導入しています。また、公用車の保有台数についても、平成21年度に使用状況の調査を実施し、関係機関と協議、検討した結果、平成22年度に3台の公用車を廃車し環境負荷の軽減に努めています。

今後は、燃料の充填設備等を含めた車両導入に係る費用対効果を調査しつつ、更なる環境負荷を軽減する機能を有した自動車の導入を検討していきます。

課題

- ・ダイオキシン類等の発生源とされる焼却炉の使用規制や野焼きに関する監視が重要です。
- ・通勤時間帯に発生する主要幹線道路での渋滞があり、公共交通機関や自転車等を利用した移動手段への転換が必要です。
- ・地球環境への配慮として地球温暖化ガス・窒素酸化物・硫黄酸化物の排出抑制を推進する必要があります。

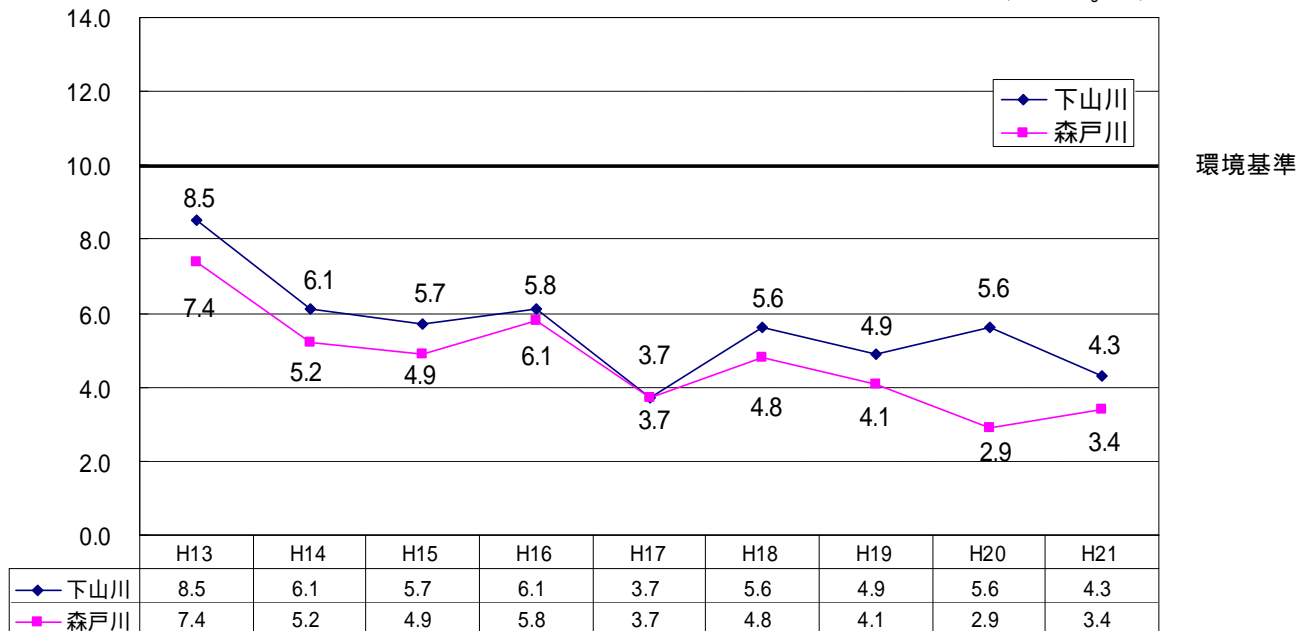
(3) 水質汚濁の防止

町内河川のBODの年平均値の推移

平成13年度から21年度までのBOD(生物化学的酸素要求量)の推移となっています。

葉山町内河川のBODの年75%値の推移

(単位:mg/L)



BOD(生物化学的酸素要求量: Biochemical Oxygen Demand)
 河川の生活環境の保全に関する環境基準でBODの基準は10mg/L

「平成21年 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」より作成

河川のBOD以外の項目の測定結果

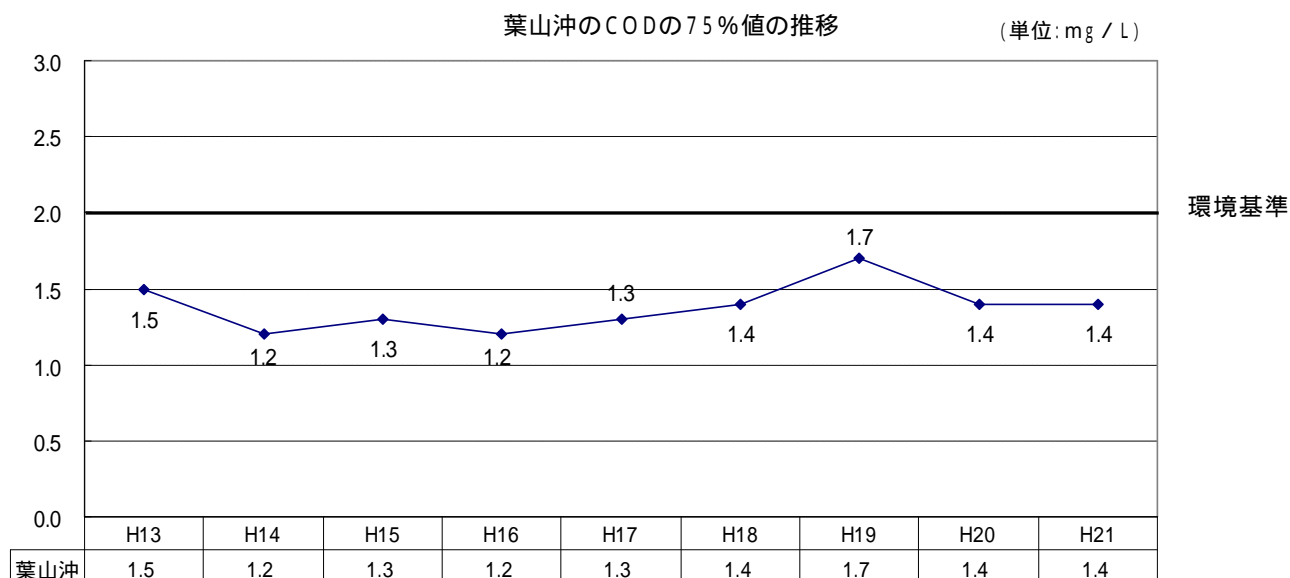
町内河川のBOD(生物化学的酸素要求量)以外の生活環境の保全に関する環境基準の項目における測定結果となっています。

類 型		水素イオン濃度 (pH)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)
環境基準値		6.0以上 8.5以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上
下山川	H19	7.8	6.0mg/L	7.8mg/L
	H20	7.7	5.0mg/L	7.7mg/L
	H21	7.9	6.0mg/L	7.9mg/L
森戸川	H19	7.7	5.0mg/L	6.9mg/L
	H20	7.7	4.0mg/L	6.9mg/L
	H21	7.8	5.0mg/L	6.8mg/L

「平成21年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」より作成

葉山沖（芝崎沖約1km）CODの年平均値の推移

平成13年から21年度までのCOD（化学的酸素要求量）の推移となっています。



COD (化学的酸素要求量: Chemical Oxygen Demand)
 海域の生活環境の保全に関する環境基準でCODの基準は2mg/L以下

「平成21年 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」より作成

葉山沖のCOD以外の項目の測定結果

葉山沖のCOD（化学的酸素要求量）以外の生活環境の保全に関する環境基準の項目における測定結果となっています。

類 型		水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n - ヘキサン抽出物質 (油分等)
環境基準値		7.8 以上 8.3 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	検出されないこと
葉山沖	H19	8.3	7.7	1.3E+01	ND
	H20	8.3	7.4	2.6E+01	ND
	H21	8.3	7.4	3.5E+00	<0.5

「平成21年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」より作成

生活排水処理施設整備状況

町では、公共下水道の整備を推進し、市街化調整区域においては単独浄化槽から合併浄化槽への転換を図り、公共用水域の水質保全に努めています。

	行政人口	市街地面積	下水道処理			合併浄化槽	全体
			処理区域面積	処理区域人口	人口普及率	処理人口	生活排水処理施設整備率
H19	33,068人	513.0ha	258.6ha	16,422人	49.7%	3,865人	61.3%
H20	33,305人	513.0ha	263.6ha	16,804人	50.5%	4,228人	63.1%
H21	33,508人	513.0ha	278.2ha	17,822人	53.2%	3,753人	64.4%

行政人口は、住民基本台帳データを使用しています。

課題

- ・水質汚濁防止対策として、公共下水道の整備を進め、普及促進活動を積極的に行っていく必要があります。
- ・海域では、釣りの際の撒き餌やビニール製の漁具による海洋汚染も問題となっており、河川や海における清掃活動や環境に配慮した漁具の使用の推進が必要です。

(4) 土壌汚染の防止

町内に工場は少なく、重金属等による土壌汚染は報告されていません。

課題

- ・有害物質による被害を防止するよう監視が重要です。
- ・不法投棄による土壌汚染が発生しないよう未然に防ぐパトロール等が重要です。

(5) 騒音・振動・悪臭の防止

騒音等の苦情対応

騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例等の法令により、騒音・振動公害に対する苦情対応を図っています。

課題

- ・悪臭については、ばい煙の排出施設が少ないこともあり、これまでのところ大きな問題となっている地域はありませんが情報収集に努める必要があります。

(6) 歴史的な人文資源の保全・活用

文化財の保全

町には、国指定文化財2件、県指定文化財3件、町指定文化財64件のほか、43件の埋蔵文化財包蔵地(平成22年4月1日現在)があり、歴史的な人文資源が数多く存在しています。

国指定史跡長柄桜山古墳群の保存整備

逗子市と共同で策定する「国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画」(平成22年度末策定予定)に基づき、周辺の自然環境との調和を図りながら史跡整備の事業化を推進しています。

芸術・文化の活用

しおさい公園・博物館の周辺には、隣接する県立近代美術館葉山や山口蓬春記念館などがあり、新たな芸術・文化の拠点となりつつあります。

課題

- ・町に残された文化財の調査・研究を進め、指定等により積極的に文化財の保護を図る必要があります。また、町の自然景観と密接に結びつきながら生まれ、現在も残る歴史的・文化的景観を総合的に保存活用することが課題となっています。
- ・町の貴重な文化遺産を後世に受け継いでいくために、インターネット等を利用した情報提供や町民との協働による啓発活動を通してその活用を図り、郷土の文化財保護の意識を育む取り組みが課題です。

3. 資源・エネルギーの循環

資源・エネルギーは、エコマークやリサイクル素材の商品購入等を実施しつつ、ごみの分別による資源化や集団回収を啓発してきました。

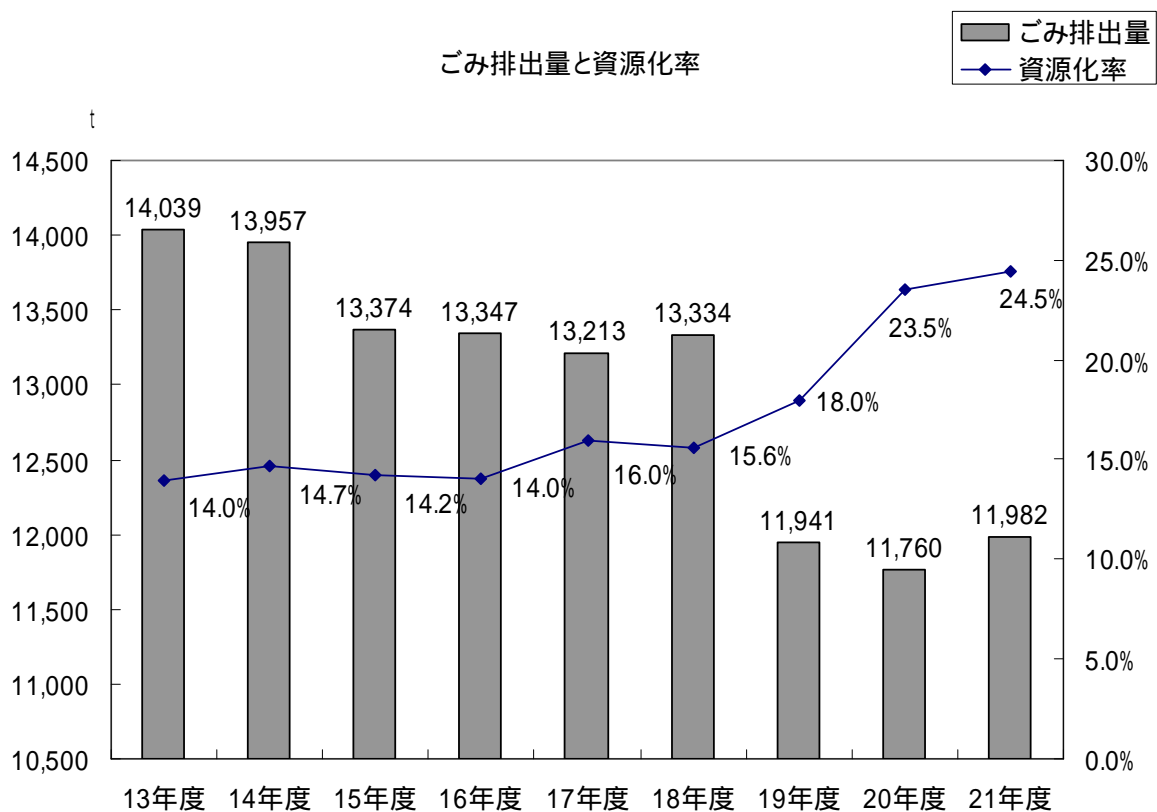
また、エネルギーの有効利用に関しては、省エネルギーの啓発とともに、庁舎とその周辺のLED化を図り、太陽光発電システムへの補助などのエネルギーの循環等に取り組んできました。

(1) ゼロ・ウェイストの推進

ごみ排出量と資源化した量の割合の推移

本町における平成13年度以降のごみ収集量及び直接搬入量を含めた排出総量の実績と資源化した量の割合となっています。

平成19年度の容器包装プラスチック分別の導入に伴い、地域での説明会を実施した結果、町民の自主的取組みによる資源化が進み、ごみの減量につながっています。



出典：一般廃棄物処理事業の概要

コンポスト容器の貸与及び家庭用生ごみ処理機購入補助の実施

町では、平成2年度からコンポスターの無償貸与を行ってきましたが、さらなる生ごみ処理の推進に向け、平成21年度に制度を拡充し、従来型のコンポスターのみならず、埋込式コンポスター、バケツ式EM処理容器、町民の発案によるバクテリア de キエー口など、より広い普及が望める多彩な機種の商品販売を開始しています。

また、家庭用生ごみ処理機の購入に対しても、購入費の一部を補助しています。

生ごみ処理機等購入助成実績

(単位：個)

	地上式コンポスター	埋込式コンポスター	E M処理容器	キエー口	電動処理機	手動式処理機	計
平成19年度	48				31	0	79
平成20年度	101				24	0	125
平成21年度	134	60	146	163	40	334	877

モニター配付含む

葉山リサイクル(リサイクル掲示板)の設置

町では、一般家庭における不用品等で再利用できるものの情報について、町民相互の交換の場を提供することにより、再利用を推進し、資源の節約、消費生活の利便を図ることを目的として、平成4年度より、役場内に「リサイクル掲示板」を設置しています。

また、平成20年度より町ホームページからの電子申請が利用可能となっています。

年度	ゆずります		ゆずってください		計	
	掲載件数	成立件数	掲載件数	成立件数	掲載件数	成立件数
H19	71	13	11	2	82	15
H20	87	51	16	6	103	57
H21	128	104	49	16	177	120

集団回収による資源回収

平成3年度より古紙・古布を対象に集団回収を実施しています。

今後、対象品目の追加や実施区域の拡大など、拡充を進めています。

植木剪定枝の資源化

事業系植木剪定枝の資源化のため、民間委託により堆肥化し、園芸用堆肥として無料配布を行っています。

浄化センターで発生する汚泥の資源化

葉山浄化センターで排出される脱水汚泥を民間委託により、コンポスト、セメント等の原材料にし、産業廃棄物である汚泥の再資源化に努めています。

公共施設での率先行動

庁舎、町立学校、保育園等公共施設でのごみ分別や生ごみ処理を、経費効率や人員体制を踏まえた適切な方法によって推進することを目指しています。

ごみボランティア

町では、平成9年から実施してきた「ごみ減量等推進委員」の制度を見直し、より充実した活動を実施できる体制を目指した「ごみボランティア」を平成22年から設置しています。ごみ減量等推進委員が各町内会に1名であったのに対し、ごみボランティアでは複数の希望者の登録が可能となり、ごみの減量・資源化に関する啓発・広報を町や町内会と連携して実施するなど具体的な活動を行っています。

現在、9町内会19名が登録しています。

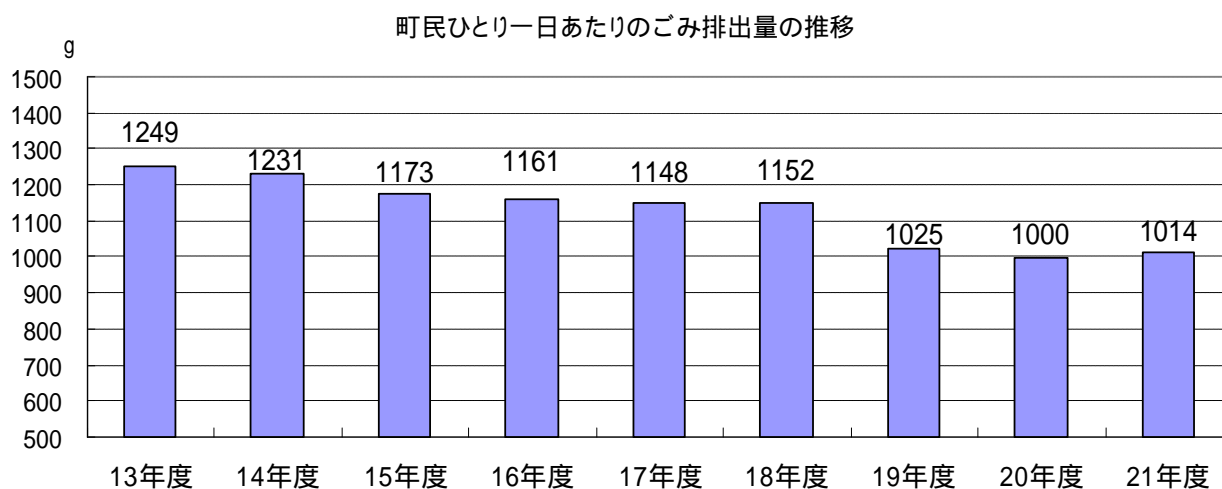
課題

- ・削減目標を掲げ、ごみを減らし、無駄をなくす「ゼロ・ウェイストのまち葉山」のため、必要な施策を導入し推進することが重要です。
- ・焼却と埋め立てを中心としてきた従来のごみ処理を見直し、資源化・減量化を有効に進める仕組みの構築が必要となっています。
- ・リデュース（発生抑制）及びリユース（再使用）を推進し、排出されたごみについては、リサイクル（再資源化）が必要です。
- ・焼却ごみの大半を占める生ごみの減量及び有効活用を目的として、各家庭での自家処理を無理なく進めることを念頭に、生ごみ処理を全町的に推進することが重要です。
- ・住民と協働し、地域の力を生ごみの減量に生かす必要があります。
- ・事業者と協働し、事業系廃棄物の資源化・減量化を推進する必要があります。

(2) 廃棄物の適正な処理

町民ひとり1日あたりのごみ排出量の推移

ごみ排出総量を町民の人口で割った町民ひとり1日あたりのごみ排出量の平成13年度以降の推移は以下のとおりです。



出典：ごみ排出量は一般廃棄物処理事業の概要、町の人口は「統計はやま」より

不法投棄の未然防止対策の実施

町では、県や警察と連携して年6回不法投棄パトロールを実施するほか、随時、不法投棄禁止の表示版等を設置しています。

不法投棄パトロールの実施箇所及び発見箇所は次のとおりです。

(単位：箇所)

年 度	H 19	H 20	H 21
パトロール実施箇所	7	5	5
不法投棄発見箇所	4	4	3

課題

- ・資源化・減量化を可能な限り押し進め、長期的な視野に立って、無駄のない適正かつ効率的な処理が必要です。
- ・クリーンセンターの適正な維持管理を行うとともに、安全な委託先の確保と、より望ましい資源化ルートの開拓が必要です。

(3) エネルギーの有効利用

葉山町地球温暖化対策実行計画

町では、地球温暖化対策の推進に関する法律及び同法に基づき閣議決定された地球温暖化対策に関する基本方針に基づいて、平成14年3月に「葉山町地球温暖化対策実行計画」を策定しました。更に、同計画の計画期間満了に伴い、新たに平成20年度からの5カ年を計画期間とした「第二期葉山町地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます

本計画は、町の事務と事業から排出される温室効果ガスの削減を目的とし、結果や計画の進捗については、定期的に公表しています。

太陽光発電システム補助

町では、自然エネルギーの普及と温室効果ガスの排出削減を目的として、平成21年度から住宅用太陽光発電システム設置費用の一部補助を行いました。

平成21年度の補助実績件数は、22件となっています。

庁舎及び庁舎周辺のLED化及びグリーン購入の推進

町では、平成21年度から庁舎及び庁舎周辺の照明についてLEDに転換し、CO₂の発生抑制や消費電力量の削減に努めています。

その他、平成15年4月に「葉山町グリーン購入の推進に関する基本方針」を定め、環境負荷の低減に資する製品等の調達に努めています。

課題

- ・環境への負荷を軽減するために、省資源・省エネルギー対策や環境への負荷の少ない新エネルギーへの転換が重要です。
- ・節電等の省エネルギーを個人に啓発していくとともに、クリーンエネルギーの導入に対する助成の推進が必要です。
- ・污水处理場やその他の事業設備などによる排出について、相殺・エネルギー化の可能性がないか検討する必要があります。
- ・事業者、消費者それぞれの立場において、環境会計・環境家計簿の活用や省資源・省エネルギーを推進する必要があります。
- ・自主的環境配慮を推進するため、省エネルギーや温暖化対策、その他の環境配慮の取組みを把握し、公表する仕組みが必要です。

4 . 協働と連携

環境教育の推進などでは、広報やホームページを活用し河川に関するデータや外来生物を含む野生生物への対応を提供し、生涯学習を通じた自然とのふれあい体験を実施しつつ、環境団体による森戸川や下山川上流域での活動、丘陵地の緑地保全の活動など様々な取り組みがありました。

(1) 環境教育の推進

公共施設見学

社会見学などで浄化センターやクリーンセンターの見学会を実施しています。
また、一般者向けの見学も随時受け付けを行っています。

外来生物学習会

アライグマやタイワンリスの生態について学習会などを開催し、外来生物の被害防止に努めています。

課題

- ・環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因しており、解決のためには、私たちが環境を正しく理解し、環境保全の必要性和責任を自覚することが必要です。
- ・環境教育の推進にあたっては、事業者や町民が参加できる環境教育の場をつくることも重要です。
- ・ごみ処理や分別といった身近な環境問題について、学校教育や地域ぐるみで取り組むことも必要となります。
- ・町民の具体策を盛り込んだ町民向けセミナー及び啓発が必要です。

(2) 環境情報の提供

海洋生物の情報

しおさい博物館では相模湾海洋生物を展示し、観察会や教室のほか調査研究の報告等を行っています。

水質検査等の公表

下山川・森戸川の水質検査結果の公表を行っています。

生態系調査結果の公表

下山川流域生態系調査報告の公表を行っています。

課題

- ・町民や事業者等が、自発的に環境教育や環境学習をおこなうためには、多岐にわたる環境に関する情報を的確に把握し、情報の提供を図っていくことが必要です。
- ・地球環境保全など身近な問題と捉えにくいものについても啓発を図る必要があります。
- ・環境アセスメント（県環境影響評価条例）に係る情報を共有する必要があります。

（3）町民・事業者・関係自治体との取組と協働**ごみ資源化・減量化**

収集形態及び処理方式を抜本的に見直し、廃棄物の計画かつ確実な減量と資源化率の向上のため、資源ステーションや戸別収集による分別収集方法の改善について町民と協働で取り組んでいます。

緑地の保全活動

地域のボランティア団体との協働により、竹林間伐や葛などの除去作業を行い、町有緑地の保全活動を実施しています。

多摩・三浦丘陵広域連携会議

多摩・三浦丘陵に係る13市町が、地域の重要な緑と水景を市民・企業・行政の協働によって保全・再生・創出・活用していくことを目的として、広域連携による緑の保全と活用を検討しています。

課題

- ・環境に対する取組は、各主体が協力し合い、連携しておこなわれることが不可欠であり、各主体が共通の認識を持ち、協働して進めていく必要があります。
- ・これまで環境パートナーシップ連絡会議を設置・運営してきましたが、今までの実績や機能を検証し、新たにボランティア団体と協働・連携を図っていく必要があります。
- ・大規模な緑地所有の事業者とボランティア団体を含め、緑地保全について研究する必要があります。

(4) 総合的環境配慮

環境影響評価（環境アセスメント）の状況

神奈川県環境影響評価条例により、大規模な開発事業に関し、事業者が周辺地域の環境に与える影響を調査、予測、評価し、その結果を住民などに周知し、審査会や住民、町長の意見を考慮して知事が審査しています。

まちづくりの状況

葉山町まちづくり条例により、基本となる建築物の建築、開発行為等の手続き及び基準その他まちづくりに必要な事項を定め、土地利用と都市的土地利用の調和を図りながら、豊かな住環境の維持向上を推進しています。

課題

- ・ 持続可能なまちづくりを目指し、総合的環境配慮が必要となります。
- ・ 町の最大の特徴である海や丘陵の自然に恵まれた優れた住環境の現存する課題を克服し、予想される問題を未然に防ぎながら、今ある長所をさらに万全なものへとする必要があります。
- ・ 環境保全を重視した快適性が高い市街地の形成をめざして、省エネルギー対策等に配慮する環境への負荷の少ないまちづくりが必要です。
- ・ 自主的環境配慮を推進するための仕組みづくりが必要です。

第3章

望ましい環境像と基本目標

1. 望ましい環境像

町の環境は、首都圏近郊にありながら、相模湾に面し、富士山や箱根の山々を眺望できる美しい海岸線からなる海と、緑豊かな丘陵地からなる山に囲まれた自然環境を有しております。

この恵まれた環境により、人々の交流が生まれ、地域社会の交流、世代間の交流等々、さまざまな交流の場がひろがり、さまざまな文化・芸術活動や生涯学習活動・コミュニティ活動などが生まれ、生活面においても比較的良好な状況にあるといえます。

しかしながら、近年の文化的な生活スタイルは、大量生産・大量消費をもたらし、環境へ大きな負荷を与え、地球規模の環境問題へと発展しています。

このため、私たちは良好な葉山の環境を保全し、次世代に継承するため、循環・共生型社会への転換、リサイクルや廃棄物問題への対応を推進し、私たちの環境に関わる問題解決に向けて、町民、事業者、町が環境問題の重要性を再認識することで、安全で快適な生活を実現できるように“望ましい環境像”を次のように設定します。

地球上の人々と協調・共生をはかり、

豊かな自然に囲まれた中で

安全で快適な生活を実現するまち

2. 基本目標

町の望ましい環境像を実現するため、地球環境へ配慮し、環境問題に取り組んでいくための視点として、「自然環境」、「生活環境」、「資源・エネルギーの循環」、「協働と連携」に基づいて次の基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本目標 1

人と自然が豊かにふれあえる健全な自然環境の保全

生態系の保持、水源涵養等、また、町の景観の重要な構成要素など、青い海や緑豊かな美しい自然がもつ様々な機能や役割を後世に引き継ぐため、適切な保全と活用を推進します。

基本目標 2

健康に暮らせる良好な生活環境の保全と潤いと安らぎのある快適な環境づくり

大気汚染、生活排水による水質汚濁など「都市・生活型公害」への対応はもとより、みどりや水辺の整備、人文資源の有効な利用等を通じて潤いと安らぎを感じることのできる快適環境づくりを推進します。

基本目標 3

資源やエネルギーを有効利用する循環型のまちづくり

大量生産・大量消費・大量廃棄等の社会経済システムから循環型社会へ構造転換を進めていることを踏まえ、環境への負荷を軽減するため資源やエネルギーを有効かつ効率的に利用する対策など循環型のまちづくりを推進します。

基本目標 4

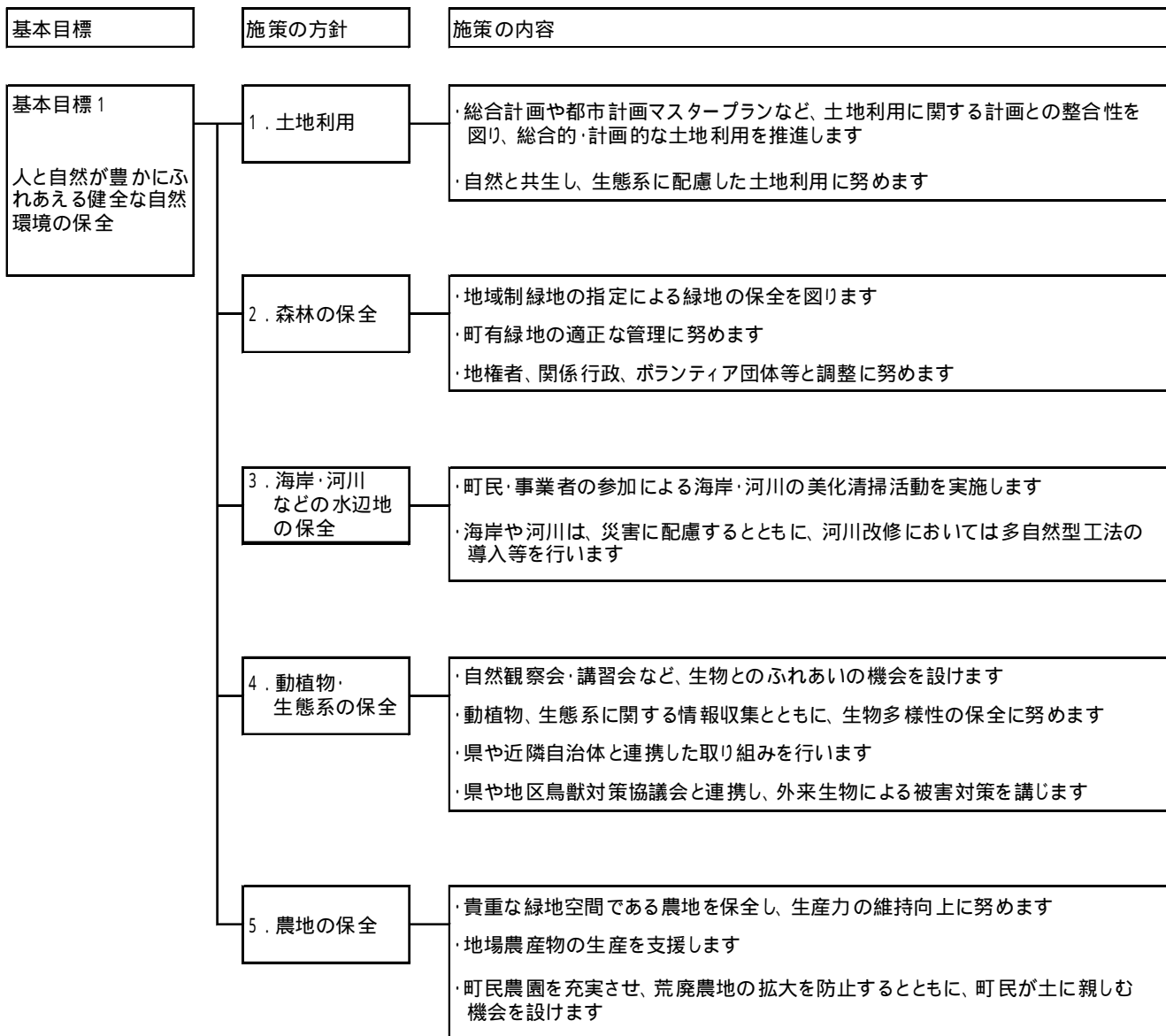
協働と連携で進める環境保全

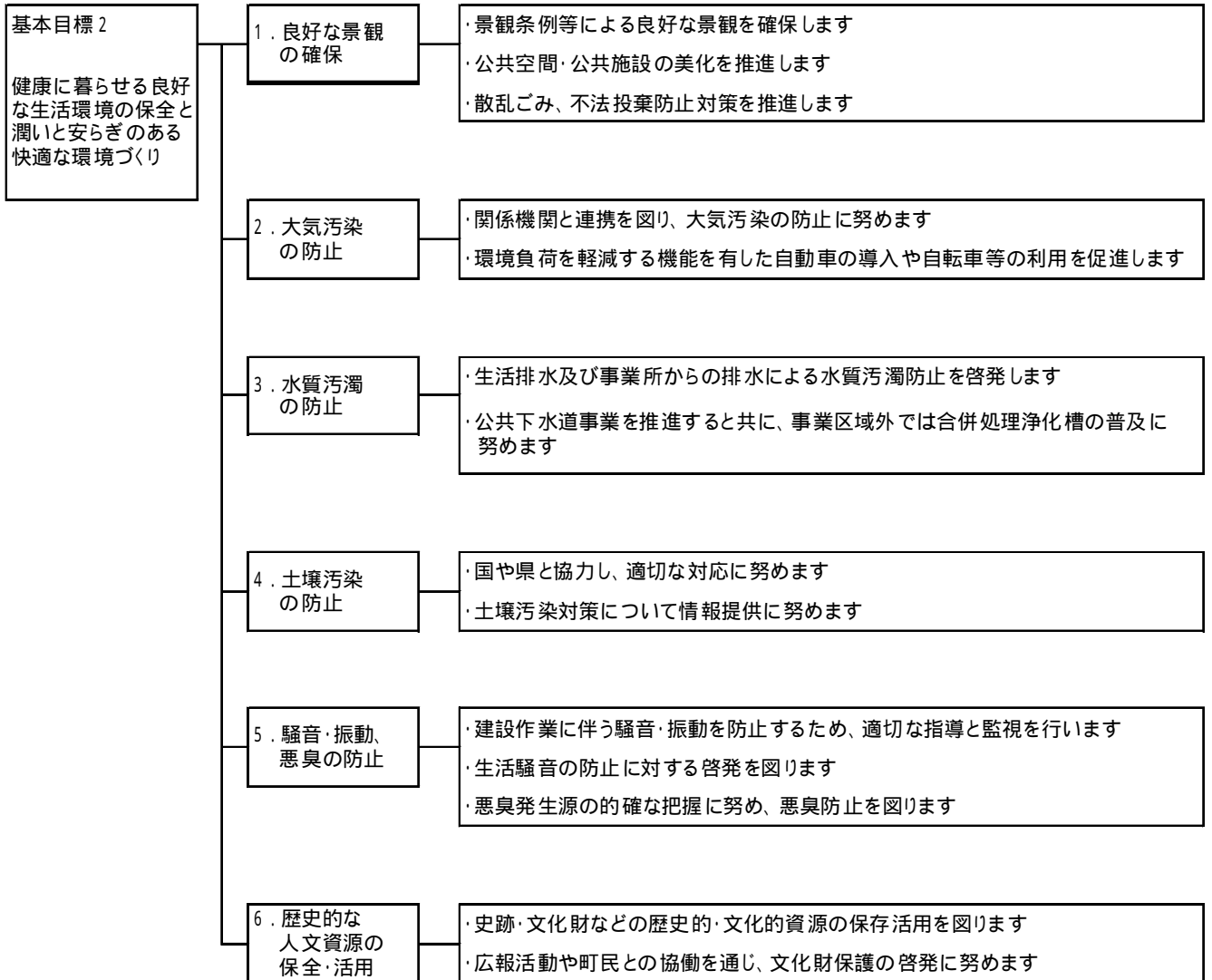
環境の保全と創造に向けて、町民・事業者・町が様々な活動の場において、環境に配慮した取組みを協働と連携をもって推進します。

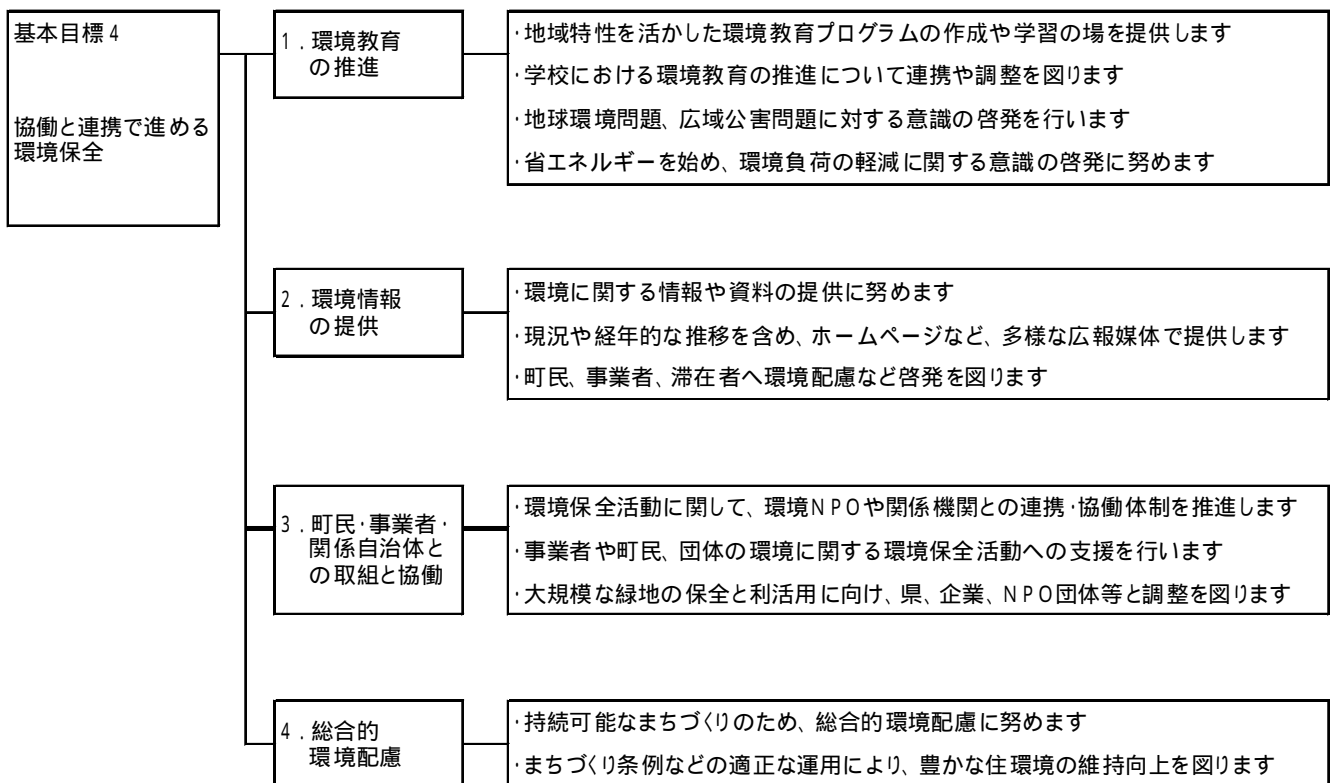
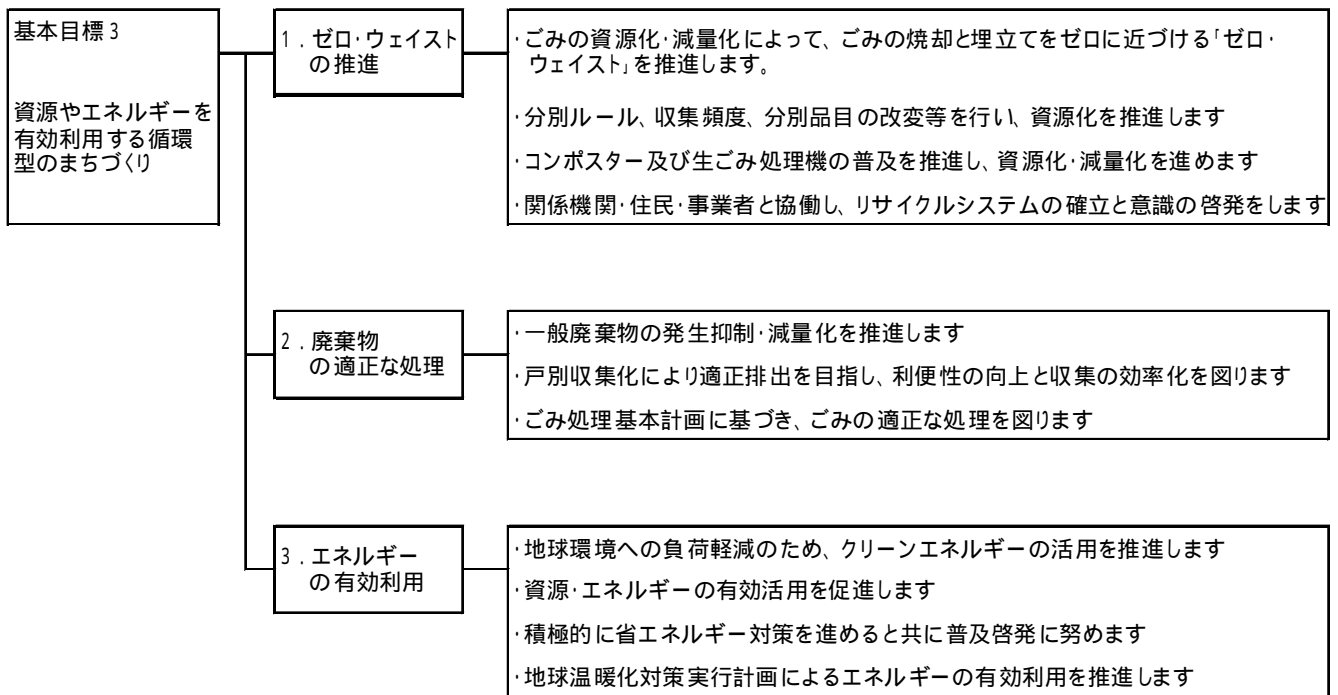
3. 施策体系

望ましい環境像

地球上の人々と協調・共生をはかり、豊かな自然に囲まれた中で安全で快適な生活を実現するまち







第 4 章

環境配慮・行動指針

1. 「基本目標1 人と自然が豊かにふれあえる健全な自然環境の保全」

に対する行動

自然環境で土地利用、森林、海岸・河川、動植物・生態系、農地などに関連した取り組みが求められています。

《町民の行動》

所有の樹木など緑の維持管理を行い、緑地の適正な保全に努めます。
海岸・河川を汚さないように心がけ、美化清掃活動に参加します。
外来の動植物を移入させたり、ペットを放したり、野生動物等への餌やりはしません。
地産・地消を踏まえ、地域の農業や農産品に関心を持ちます。

《事業者の行動》

土地利用に関する各種計画を遵守します。
山林を適正に管理し、斜面災害の防止に努めます。
海岸・河川を汚さないように心がけ、美化清掃活動に参加します。
動植物・生態系へ配慮し、外来生物等の被害対策防除に努めます。
環境保全型農業に取り組むとともに、地域への流通に努めます。

《滞在者の行動》

地域の植生に気を配り、持ち出し、持ち込みなどはしません。
海岸・河川を汚さないように心がけ、美化清掃活動に参加します。
動植物・生態系への関心を持ち、希少な動植物の保護に努めます。

なぜ配慮するの？

- ・管理をしている樹木（人工林など）は、間伐や枝払いをすることにより、成長を促し、地面の草木による水源涵養機能が向上するからです。
- ・清掃することにより、自然界に存在しない物品等を取り除くことで化学物質などによる汚染を防ぎ、生物多様性の保全に繋がるからです。
- ・外来生物が繁殖することにより、生態系に急激な変化をもたらし、在来種などが死滅する恐れがあるからです。
- ・地場農産物を購入することにより、生産者と消費者が食の安全による信頼関係が生まれ、更に自然環境の保全、良好な景観など様々な役割があるからです。

2 「基本目標2 健康に暮らせる良好な生活環境の保全と潤いと安らぎのある快適な環境づくり」に対する行動

生活環境で景観、大気、水質、土壌、騒音等、人文資源などに関連した取り組みが求められています。

《町民の行動》

各々がごみを捨てず、きれいな町にするよう心掛けます。
低公害車の活用と公共交通機関や自転車を利用します。
浄化槽を適切に維持管理し、公共下水道整備区域では速やかに下水道に接続します。
行政等による土壌汚染の情報に関心を持ちます。
生活に伴い発生する騒音や悪臭の抑制に心掛けます。
郷土の文化財に関心を持ち、その保護に協力します。

《事業者の行動》

産業廃棄物の適正処分を徹底します。
低公害車の活用と公共交通機関や自転車の利用を啓発します。
浄化槽を適切に維持管理し、公共下水道整備区域では速やかに下水道に接続します。
有害物質、廃棄物の管理を徹底します。
工事の際は低騒音型の機械を使用するとともに、作業時間に配慮します。
開発、工事の際は文化財保護に配慮した計画をたてます。

《滞在者の行動》

ごみは持ち帰り、良好な環境を維持します。
公共交通機関や自転車を利用し、又は省エネ運転に心掛けます。
河川等を汚さず、汚染に繋がるまき餌や漁具の使用に配慮します。
土壌汚染に繋がる製品の放置等をしません。
深夜の騒音など近隣住民へ配慮します。
文化財の保護に協力します。

なぜ配慮するの？

- ・生活の中で親しんできた町並みなどを将来へ引き継ぐ必要があるからです。
- ・自転車等を利用することにより、二酸化炭素の排出を削減し、地球温暖化防止に繋がるからです。
- ・合併浄化槽を適正に管理することにより、放流水の悪化を防ぐと共に悪臭等を予防し、快適な生活環境が保てるからです。
- ・土壌汚染による人への健康被害を防止するからです。
- ・地域内で生活習慣の違う人々が生活するため、生活騒音など周辺への配慮が必要となるからです。
- ・歴史、文化に育まれ、さまざまな交流が広がっているからです。

3. 「基本目標3 資源やエネルギーを有効利用する循環型のまちづくり」 に対する行動

資源・エネルギーの循環でゼロ・ウェイストの推進、廃棄物の適正な処理、エネルギーの有効利用などに関連した取り組みが求められています。

《町民の行動》

ごみの発生を抑制し、分別による再利用を徹底します。
ごみ分別を守り、適正処理を行います。
省エネルギーに心がけ、クリーンエネルギーの導入に努めます。

《事業者の行動》

産業廃棄物の発生抑制に努め、自主回収システムの構築を進めます。
廃棄物の適正な処理を処理業者に求めます。
省エネルギーの啓発やクリーンエネルギーの導入に努めます。

《滞在者の行動》

ごみの発生を抑制し、分別ルールに従い資源化します。
ポイ捨てをせず、適切に処理を行います。
節電、節水、省エネルギーに心掛けます。

なぜ配慮するの？

- ・大量消費、大量廃棄から循環型社会へ転換するため、ごみに対する認識を改め環境への負荷を減らす必要があるからです。
- ・適正に分別を行うことにより、資源化を推進するからです。
- ・石油などのエネルギーには限りがあり、二酸化炭素の削減にも繋がるからです。

4. 「基本目標4 協働と連携で進める環境保全」に対する行動

協働と連携で環境教育の推進、環境情報の提供、町民・事業者との協働、環境配慮などに関連した取り組みが求められています。

《町民の行動》

家庭、地域、学校など様々な場面で環境教育に心掛けます。
環境に関する情報に関心を持ちます。
地域、団体と協働して環境保全活動に参加します。
温室効果ガスなど、環境の視点から負荷を減らす生活をします。

《事業者の行動》

職場での環境教育を積極的に行い、環境配慮を自覚して行動をします。
環境に関する情報提供や講習会等の案内をします。
地域、団体と連携して環境保全活動に参加・協力します。
持続可能なまちづくりを目指し、環境配慮に努めます。

《滞在者の行動》

環境に関する情報を収集し、地域特性に関心を持ちます。
地域、団体と協働して環境保全活動に参加・協力します。

なぜ配慮するの？

- ・身近なところで、環境教育・学習にふれて、それぞれ個人が、地域で環境保全に取り組む必要があるからです。
- ・環境情報に関心を持つことで、環境保全に取り組み始めるからです。
- ・地域や団体と連携して取り組むことで、保全活動が推進できるからです。

第5章

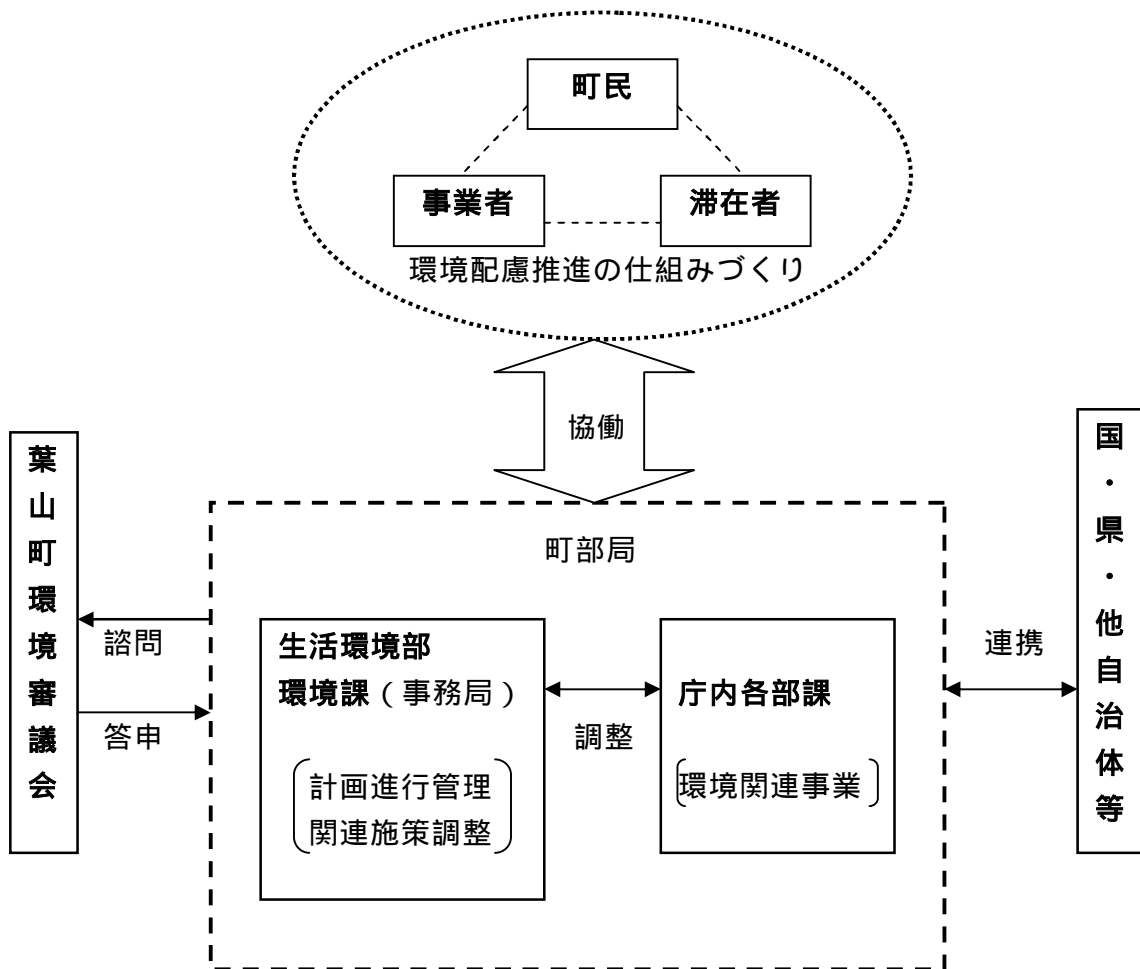
計画の推進

1. 計画の推進体制

望ましい環境像を実現するためには、推進主体である町民、事業者、滞在者、町（行政）がそれぞれの立場で関わり、環境保全活動を実施することが重要です。

また、環境問題の解決に向けた施策の実施については、町の財政状況、他の施策・計画の状況を考慮し、4者による協働と連携により、持続可能な活動の推進を図っていく必要があります。

計画実施の推進体制



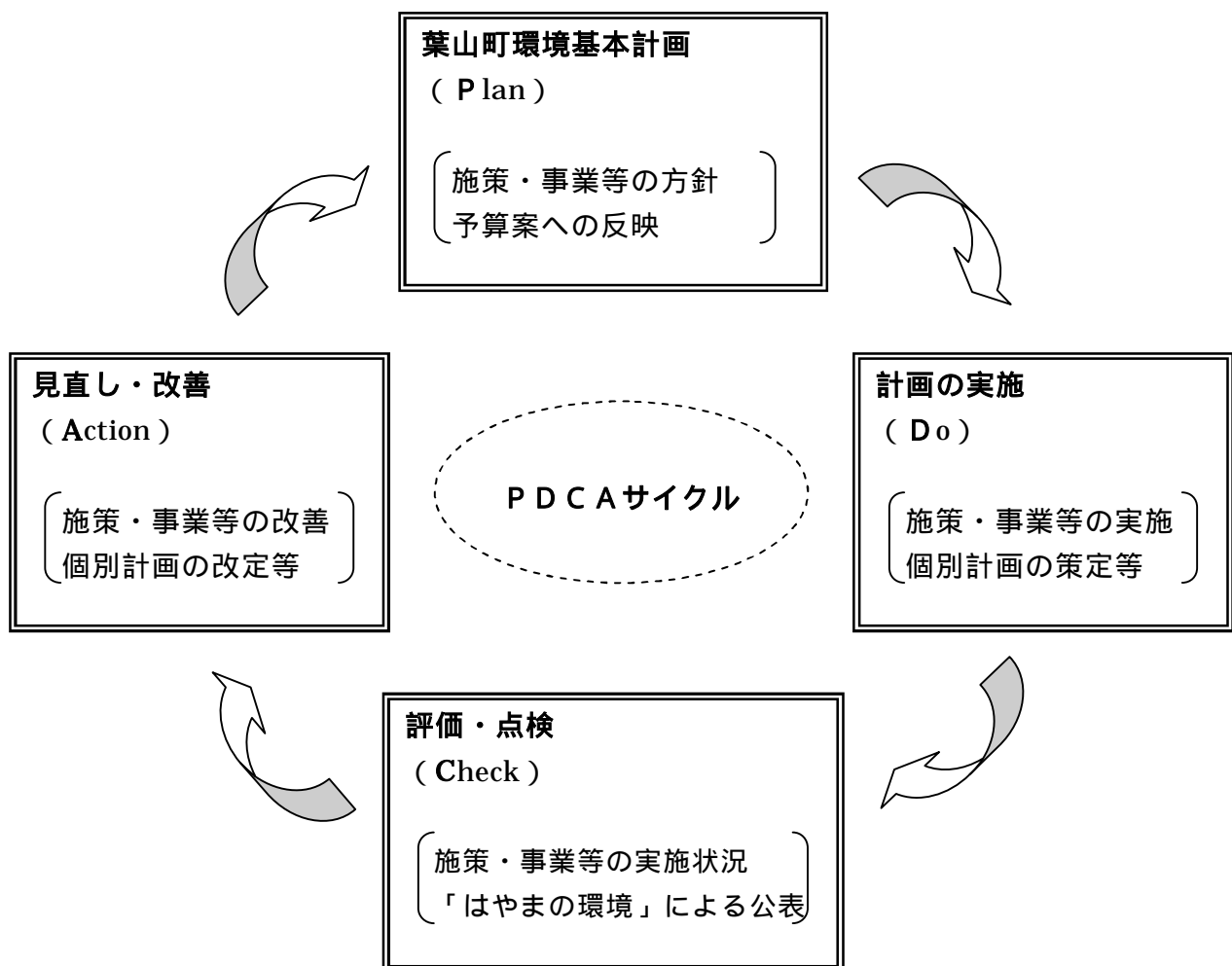
2 . 計画の進行管理

本計画では、各施策の進捗状況を点検・評価することにより、計画の進行管理を行います。

実施方法については、「PDCAサイクル」を基本とし、点検・評価を行い、総合計画との調整を図ることとします。

また、本計画による関連事業の内容について行政評価による改善見直しを繰り返し、関係各課と連絡調整を行い、進捗状況を環境審議会へ報告するなど、広報等により町民へ公開していく仕組みづくりに努めます。

計画実施の進行管理



資料編

1. 葉山町の概況

(1) 位置および面積

町は、三浦半島の西北部に位置し、北は逗子市、東部、南部は横須賀市に接し、西は相模湾に面しています。面積は1,706haです。

また、都心から50km圏内に位置していますが、美しい山ひだと山林に囲まれています。

【位置（葉山町役場）】

北緯 35度16分09秒

東経 139度35分24秒



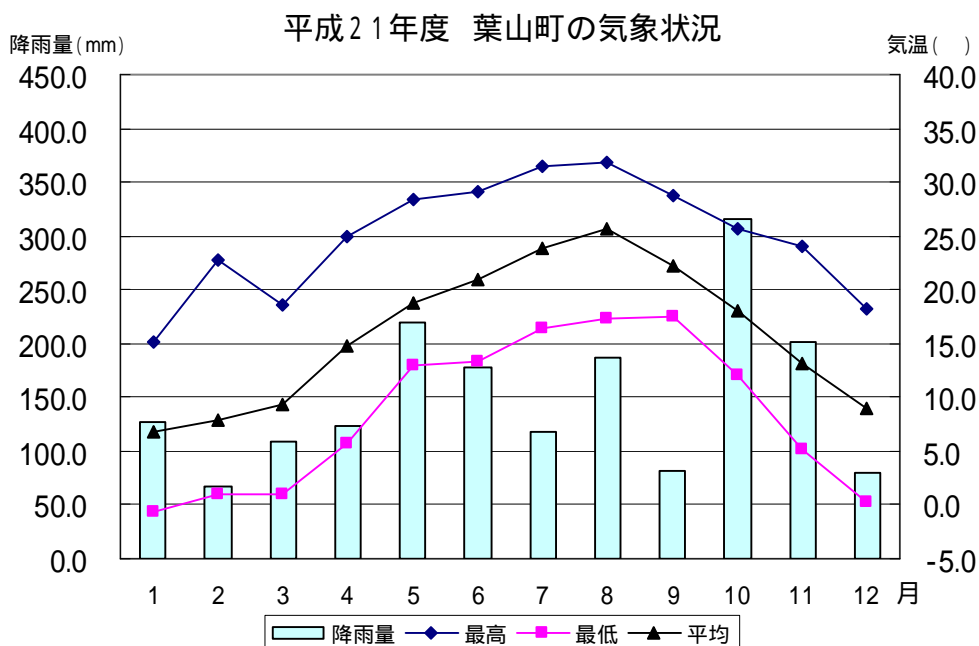
(2) 地形・地質

地形は、南東に三浦半島で一番高い大楠山から連なる宝金山や峰山の丘陵、北東に大山、二子山等の丘陵、町の中央に大峰山と3つの山塊があり、これらの山々を水源とする下山川、森戸川が、西へ流れ相模湾に注いでいます。

地質は、新第三紀中新世の葉山層群と逗子層で構成され、それらの山腹に崩壊堆積物が見られます。平地は、洪積層、沖積層の砂泥及び海岸砂等でおおわれています。

(3) 気象

町は、相模湾を還流する黒潮の影響を受けて、冬暖かく夏涼しいという良好な気候です。このため、古くから避寒・保養の地として知られています。

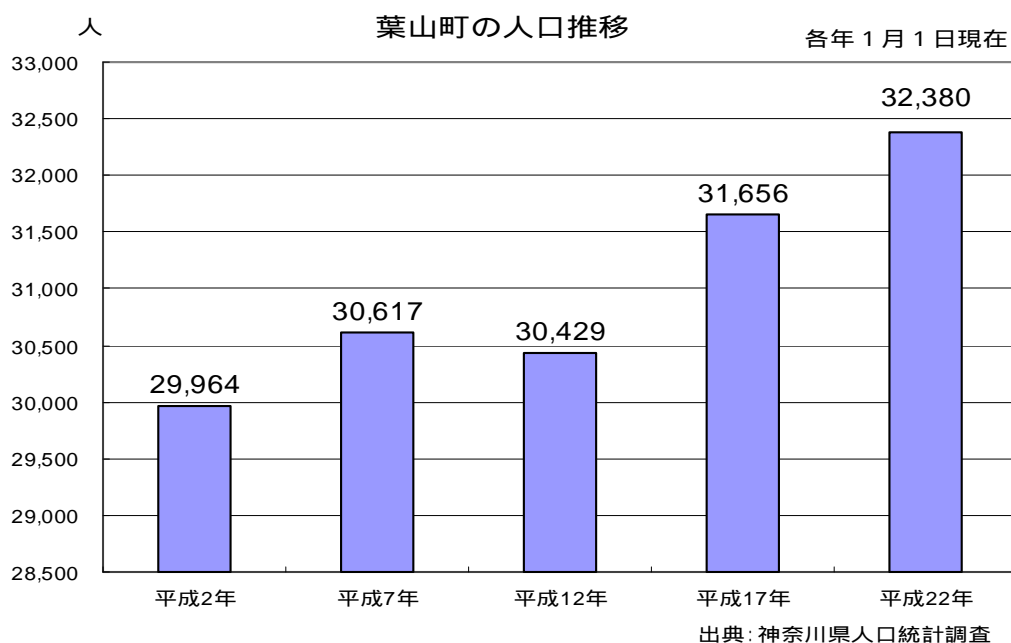


消防年報(平成22年度版)より

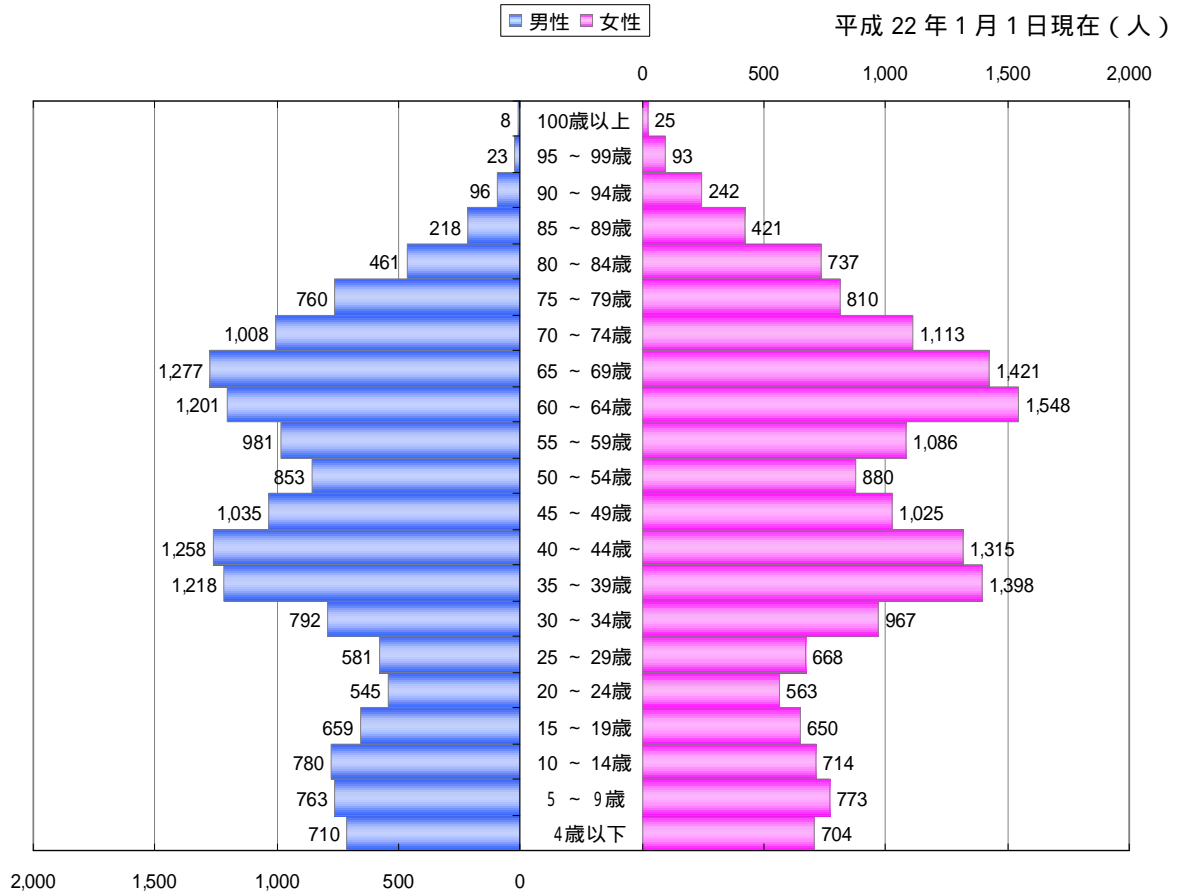
(4) 人口

町の人口は、国勢調査によると、日本経済の高度成長とあわせて昭和30年代から昭和55年まで急激に増加していますが、その後、増加率は落ち着きを見せています。

また、神奈川県年齢別人口統計調査によると平成22年1月1日現在の総人口は32,380人となっており、人口ピラミッドグラフから少子、超高齢社会が到来していることが認識できます。



人口ピラミッドグラフ

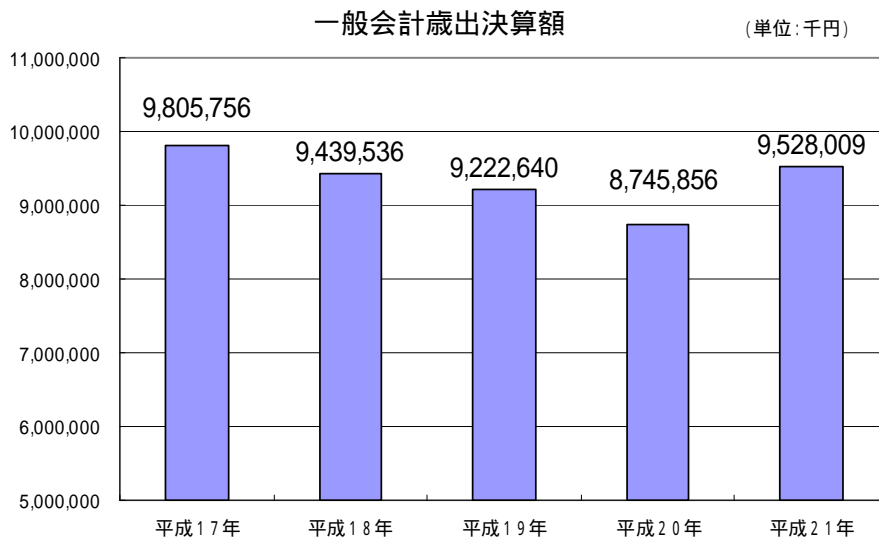


出典：神奈川県年齢別人口統計調査

(5) 財政状況

平成 21 年度の歳出決算額の総額は、174 億 9210 万 8 千円で、うち一般会計歳出決算額は 95 億 2800 万 9 千円となっています。また、環境関連の事業費は、一般会計歳出決算額の 1 割弱を占めています。

なお、過去 5 年の一般会計歳出決算額は以下のとおりです。



(6) 産業

平成17年の国勢調査によると、就業者は14,606人で、特に形態には変化が無く、その内69.4%が他市町村で就業するベッドタウン型の就業形態となっています。

商業については、卸売業と小売業を合わせて商店数が215店、従業者数が1,363人、年間販売額が249億4千万円となっています。(平成19年商業統計調査)

各商店街の特徴を活かしつつ活性化を支援し、利用者が親しめる商店街づくりが求められています。

漁業については、しらすの船びき網、小型定置網、刺し網、かつおの一本釣り、サザエ、アワビ等の採貝業、ワカメ、ひじき等の採藻業の沿岸漁業やワカメ養殖業が行われています。

また、「採る漁業から育てる漁業への転換」を進めており、資源の増殖を図るための漁礁の造成、海底の改善、稚魚・稚貝の放流などを連携して魚場環境の育成に努めています。

農業については、農家数、農業就業人口、経営耕地面積が大きく減少傾向にあります。農産物の生産は少量多品目で生産作物は米、野菜類になっています。今後、花・木なども含めて、地域の観光資源になるものを開発していくことが課題となっています。また、地元の野菜や果物を原料とした漬物やジャムなどの加工品を生産するとともに、畜産業においても葉山牛としてブランド名が定着し始め、生産量の拡大が期待されています。

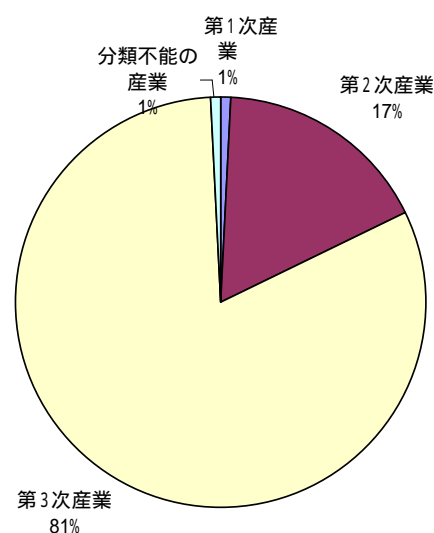
観光については、首都圏の保養地として、海水浴客を主体として保養所、寮の利用客などが、主に春から夏にかけて訪れています。近年、観光客数及び海水浴利用者数は、横ばい状況にあります。

課題は、年間を通して観光客が訪れるように、新たな観光資源の発掘や魅力をPRするとともに、個人・家族・仲間が豊かな自然と生活文化をゆったりと楽しむスローな観光の時代を迎え、より多くの観光資源化が求められています。

産業（大分類）・男女別15歳以上就業者数

産業（大分類）	10月1日現在（人）		
	平成17年 総数	男	女
総数	14,606	8,704	5,902
第1次産業	140	99	41
農業	105	71	34
林業	2	1	1
漁業	33	27	6
第2次産業	2,445	1,974	471
鉱業	2	2	-
建設業	1,095	900	195
製造業	1,348	1,072	276
第3次産業	11,881	6,546	5,335
電気・ガス・熱供給・水道業	54	47	7
情報・通信業	721	551	170
運輸業	665	576	89
卸売・小売業	2,715	1,367	1,348
金融・保険業	357	203	154
不動産業	404	254	150
飲食店・宿泊業	990	417	573
医療・福祉	1,316	375	941
教育・学習支援業	975	413	562
複合サービス事業	139	81	58
サービス業（他に分類されないもの）	2,922	1,832	1,090
公務（他に分類されないもの）	623	430	193
分類不能の産業	140	85	55

産業別人口の割合



出典：国勢調査

2 . 葉山町環境基本条例

葉山町環境基本条例

平成 11 年 4 月 9 日
葉山町条例第 6 号

私たちのまち葉山は、美しい海と緑の山々に囲まれた素晴らしい自然環境に恵まれ、ここに生活する人々の参加と努力により、静かなたたずまいのまち及び快適な保養地として今日に至っている。

今を生きる私たちは、良好な環境の下で、安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、先人から受け継いだ恵み豊かな環境を次の世代に引き継ぐことができるように環境を保全する責務を担っている。

そこで、私たちすべての共有財産である環境の保全に取り組み、今ある環境を損なうことなく、美しい自然と住み良い郷土を守るため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、事業者、町民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、町民が健全で恵み豊かな生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、町、事業者及び町民がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球的規模の環境問題を町、事業者及び町民が自らの課題と認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的な取組によって行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に資するため、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動について環境の保全及び創造に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(施策の方針)

第8条 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項が達成されるように努めるものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるように、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、樹林地、水辺地、農地等を適正に保全し、人と自然との豊かなふれあいを確保すること。

(3) 潤いと安らぎのある環境の保全及び創造を目指し、緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の確保、歴史的な文化遺産の保存等を図ること。

(4) 廃棄物の減量化・資源化及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用を推進すること。

(5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に配慮すること。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び町民の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、葉山町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成等)

第10条 町長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにした報告書を定期的に作成し、これを公表しなければならない。

(自発的活動への支援)

第11条 町は、事業者、町民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習)

第12条 町は、関係機関と協力して、環境の保全及び創造についての教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び町民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に資する活動を行う意欲が増進されるよう努めなければならない。

(規制の措置)

第13条 町は、環境の保全及び創造に係る支障を防止する必要があると認めるときは、当該支障を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない

(町民等の意見の反映)

第14条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、事業者及び町民の意見を反映するように努めるものとする。

(情報の提供及び公開)

第15条 町は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の提供及び公開に努めなければならない。

(財政上の措置)

第16条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成11年5月規則第22号で、同11年6月1日から施行)

(葉山町附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 葉山町附属機関の設置に関する条例(平成7年葉山町条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表町長の項葉山町不動産評価審議会の項の次に次のように加える。

葉山町環境審議会	環境基本計画の策定及び変更に関すること並びに環境の保全及び創造に関する重要事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	12人以内
----------	--	-------

3 . 葉山町環境基本計画の改定経過

環境審議会等の検討経過

平成 21 年度

7月 1日	審議会委員委嘱
7月28日	第1回環境審議会 「新委員顔合わせ、資料提供」 (基本計画・スケジュール・はやまの環境・アンケート結果等)
12月10日	担当部課長会議
12月15日	開催調整(会長打合わせ)
2月16日	第2回環境審議会 「環境基本計画の改定について諮問」 計画(案)第1章から第3章
2月下旬	環境アンケート実施
3月上旬	関係各課ヒアリング(施策状況確認作業)

平成 22 年度

4月16日	課内会議(環境基本計画見直し方針について:決定)
5月11日	環境審議会(懇談会) 「環境基本計画見直し方針について」
7月15日	第1回環境審議会 「環境基本計画改定版(素案)について」 計画(案)第4章改め第3章、第5章改め第4章及び前回分修正
9月 6日	第2回環境審議会 「環境基本計画改定版(素案)について」 計画(案)第6章改め第5章、資料編及び前回分修正
10月下旬	関係各課協議
11月29日	第3回環境審議会 「環境基本計画改定版(素案)について」 計画(案)全章修正
12月中旬	課内会議 環境基本計画改定版(素案)決定及びパブリックコメント実施について
1月上旬	「パブリックコメントの実施」
1月中旬	住民説明会
2月中旬	課内会議(パブリックコメントについて)n
2月下旬	環境審議会書面審議 (パブリックコメントについて)
3月上旬	「パブリックコメントの公表」
3月中旬	第4回環境審議会 「環境基本計画の改定について答申」
3月中旬	関係課長会議(環境基本計画改定版案について)
3月下旬	課内会議(環境基本計画改定版の決定)

4 . 環境審議会

(1) 葉山町環境審議会規則

平成 11 年 5 月 21 日
葉山町規則第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成 7 年葉山町条例第 13 号）第 2 条の規定に基づき設置された葉山町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境の保全及び創造に関する重要事項

(委員)

第 3 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 行政機関の職員

(3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 審議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のあるものに出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

- 2 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(昭和52年葉山町規則第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(2) 葉山町環境審議会委員名簿

氏 名	経 歴 等	備 考	
原科 幸彦	東京工業大学教授	学識経験者	会長
安藤 晴彦	電気通信大学特任教授 内閣参事官(知的財産戦略推進事務局)	学識経験者・行政機関等	
野中 幸裕	県横須賀三浦地域県政総合センター 環境部長	行政機関等	
小林 正典	(財)地球環境戦略研究機関主任研究員	行政機関等	副会長
川口 清	町民	公募委員	
皆川 宏子	町民	公募委員	
丸 恭輔	葉山町商工会 工業委員	葉山町商工会推薦	
永津 勝司	J Aよこすか葉山農業協同組合葉山支店 野菜部部長	J Aよこすか葉山 葉山支店推薦	
橋本 一孝	葉山町漁業協同組合 事務職員	葉山町漁業協同組合推薦	

任期：平成21年7月1日～平成23年6月30日

(3) 諮問・答申

葉 環 第 3 1 8 号

平成 22 年 2 月 16 日

葉山町環境審議会
会長 原科 幸彦 様

葉山町長 森 英二

葉山町環境基本計画の改定について（諮問）

葉山町環境審議会規則第 2 条の規定により、次の事項について貴審議会の意見を求めます。

- 1 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- 2 環境の保全及び創造に関する重要事項

（答申）

（付帯意見）

(4) 関連制度

(条例)

- ・ 葉山町污水处理場の設置及び管理に関する条例
(昭和 58 年 3 月 31 日条例第 12 号)
- ・ 葉山町都市公園条例
(昭和 60 年 2 月 18 日条例第 2 号)
- ・ ふるさと葉山みどり基金条例
(昭和 63 年 3 月 30 日条例第 7 号)
- ・ 葉山町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
(平成 7 年 9 月 29 日条例第 14 号)
- ・ 葉山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成 8 年 3 月 29 日条例第 8 号)
- ・ 葉山町土地埋立て等の規制に関する条例
(平成 10 年 3 月 30 日条例第 14 号)
- ・ 葉山町環境基本条例
(平成 11 年 4 月 9 日条例第 6 号)
- ・ 葉山町の美化促進に関する条例
(平成 12 年 7 月 4 日条例第 15 号)
- ・ 葉山町まちづくり条例
(平成 14 年 7 月 12 日条例第 17 号)
- ・ 安全で快適な葉山海水浴場の確保に関する条例
(平成 22 年 3 月 29 日条例第 5 号)

(規則)

- ・ 葉山町污水处理場の設置及び管理に関する条例施行規則
(昭和 58 年 3 月 31 日規則第 9 号)
- ・ 葉山町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則
(平成 7 年 10 月 13 日規則第 39 号)
- ・ 葉山町土地埋立て等の規制に関する条例施行規則
(平成 10 年 8 月 31 日規則第 28 号)
- ・ 葉山町環境審議会規則
(平成 11 年 5 月 21 日規則第 23 号)
- ・ 葉山町の美化促進に関する条例施行規則
(平成 13 年 3 月 15 日規則第 1 号)

5 . 用語説明

あ行

アイドリングストップ

自動車を運転する際、荷おろしや人待ち等の停車時間にエンジンを停止することで、大気汚染物質・温暖化ガスの発生抑制、省エネルギーを行う運転行動です。

アジェンダ 21 かながわ

地球サミットで採択されたアジェンダ 21 の内容を受け、地域的な活動に根ざした環境問題の解決に向けた行動計画（ローカルアジェンダ）として神奈川県が採択しました。

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄（S）と酸素（O）が化合してできるものをいい、主に工場等における重油や石炭などの燃料の燃焼で発生する大気汚染物質です。刺激臭があり、呼吸機能や目の粘膜などに影響を及ぼし、人の健康に害をなす物質として環境基準が設定されています。

エコマーク

環境保全に役立つ商品にエコマークを添付する事で推奨し環境問題に対処すると共に、市民の環境保全意識を高めるために（財）日本環境協会が環境省の指導・協力のもとに展開しています。

NPO

Non-Profit Organization の略で、非営利、非政府で自主的・自発的な活動を行う「民間非営利団体」「民間公益組織」を意味します。日本では、市民団体、ボランティア活動推進団体、公益法人の一部が該当します。

オゾン層

地球大気の成層圏内に存在するオゾン（O₃）の層で、太陽光に含まれる有害な紫外線を遮断し生物の生存に大きく寄与しています。近年、触媒としてオゾン層の破壊を促進するフロン類などの微量物質の影響によるオゾン層破壊が懸念されています。

温室効果ガス

太陽光に暖められた地表から放出される赤外線を吸収し、地球の温室効果をもたらしている気体で、京都議定書において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類が削減対象となっています。

か行

合併処理浄化槽

し尿以外に生活雑排水を併せて処理する形式の浄化槽で、し尿だけを浄化する単独浄化槽に比べ、水質に与える影響を大幅に低減することが可能です。

環境アセスメント（環境影響評価）

環境に何らかの影響を及ぼす恐れがある開発行為などについて、事前に予測・評価し、その対策をあらかじめ講じるための社会的手続きで、情報公開を基礎に、事業者による自主的な環境配慮を推進するための手段です。

環境家計簿

二酸化炭素排出量を指標に、家庭からのエネルギー消費による環境負荷を家計簿の形式で把握し、環境配慮行動に結びつける環境教材です。

環境基準

環境基本法第 16 条に基づいて国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれの人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のことです。

環境基本法

我が国における環境のあり方を定めた基本法として、それまでの公害対策基本法にかわって平成 5 年に制定された法律です。大気汚染防止法、水質汚濁防止法といった環境に関する諸法の大元であり、環境に関する理念、各主体の責務が定められています。

京都議定書

平成 9 年（1997 年）12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP 3）において温室効果ガス削減のため議定書が採択されました。2009 年 12 月にデンマークコペンハーゲンで気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）が開催され、日本は平成 24 年（2012 年）までに温室効果ガスを 6 %削減する目標を掲げました。また、平成 21 年には、2020 年までに 25 %削減するという新たな目標を示しています。

クリーンエネルギー

石油など従来型のエネルギーに比べ有害物質の排出が相対的に少なく、環境への負荷が少ないエネルギー源のことをいいます。太陽光、水力、風力など自然エネルギーの他、化石燃料である天然ガスも有毒物質の発生が少ないことからクリーンエネルギーと呼ばれることがあります。

グリーン購入（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

グリーン購入を通じて環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指す法律で、国などが再生品などの環境にやさしい物品（環境物品）の調達を調達方針に基づき率先的に推進すること、グリーン購入に役立つ情報の提供を推進することを定めています。

COP

Conference of the Parties の略で、国際条約を結んだ国が集まる会議（締約国会議）のことです。第 15 回気候変動枠組条約締約国会議（COP15）「2009 年 12 月コペンハーゲン」や生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）「2010 年 10 月名古屋」などが開催されています。

コンポスト化

汚泥や動植物性残さ、生ごみなどの有機性廃棄物に微生物を混ぜ、廃棄物を発酵させることによって作られる堆肥を指し、家庭でコンポスト化を行うための容器なども開発されています。

さ行

里地里山

集落を取り巻く農地、ため池、二次林と人工林、草原などで構成される地域であり、相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置しています。

COD（化学的酸素要求量）

海水や河川水の汚れの度合いを示す指数で、水中の汚濁物質（有機物など）を酸化する時に消費される酸素量であり、数値が大きいほど水中の汚濁が進んでいることを表します。一般に COD は短期的な水質汚濁、BOD は長期的な水質汚濁の指数とされます。環境基準では海域及び湖沼の汚濁指数として採用されています。；

循環型社会形成推進基本法

循環型社会を形成するための基本的枠組みとして制定されたもので、まず「ごみを出さない」こと（発生抑制）、不用品になったものは「できるだけ繰り返し使う」こと（再利用）、繰り返し使えないものは「資源としてリサイクルする」こと（再生利用）、資源として使えないものは「燃やしてその熱を利用する」こと、捨てるしかないごみは「きちんと処分する」こと（適正処分）の優先順位を定めています。また、ごみの排出者が捨てようとするごみのリサイクルや処分に責任をもつこと（排出者責任）や製造者や販売者がそのものがごみになった後まで一定の責任を負うこと（拡大生産者責任）を明記しています。

水源涵養

森林などの土壌に貯留し、河川へと水量を安定的に供給する機能があり、水質の浄化にもつながっています。

生活環境項目

環境基本法に基づいて定められた水質の環境基準の内、「生活環境の保全に関する基準」として定められたものであり、BOD、COD、SS などの汚濁の指数について規定されています。

生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のことです。

ゼロ・ウェイスト

ごみを焼却せず、環境負荷を減らしながら、堆肥化などの方法により、ごみを減らすことであり、「地域主導」「低コスト」「低環境負荷」「最新の技術に頼らない」の4つの重要な指針からなる考え方である。

た行

ダイオキシン類

塩素を含む有機化学物質の一種の総称で、ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコブラーナ-PCBを含めたものを「ダイオキシン類」と定義しています。ダイオキシン類の毒性はその種類によって異なり、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の量に換算し、毒性等量(TEQ)という単位で示されます。人への影響については、2,3,7,8-TCDDに発ガン性があるとされているほか、長期間の暴露によって胎児などに対して性的機能不全などの影響が現れる危険性が指摘されています。主な発生源はごみ焼却による燃焼ですが、他にも様々な発生源があり、大気、水質、土壌について環境基準が定められています。

多自然型工法

河川が本来有している生物環境に配慮し、自然景観の保全・創出を目指した工法のことをいいます。

地球温暖化ガス

二酸化炭素を代表とする、地球表面からの熱放射を遮断し地球全体の気温を上昇させる温室効果を示すガス状物質の総称です。

地球サミット(環境と開発に関する国連会議)

1992年にブラジルで開催された環境と開発に関する国連会議を指し、地球温暖化、オゾン層破壊、野生生物の減少といった近年の国境を越えた環境問題に対する議論が行われました。この結果として「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」が採択され、「持続可能な発展」といった現在の環境問題についての全世界的な共通認識を形成しました。

窒素酸化物(NO_x)

一酸化窒素・二酸化窒素の総称で、二酸化窒素については人の健康に害をなす物質として環境基準が設定されています。窒素酸化物は大気中の窒素(N₂)の酸化が主な発生原因で、燃焼に伴い必ず発生する大気汚染物質です。また、直接の健康被害の他、光化学スモッグの生成過程にも関係しています。

低公害車

電気自動車やメタノール車、天然ガス車など石油燃料以外の燃料を使用し、排出される窒素酸化物や地球温暖化ガスの少ない自動車をいいます。また、石油燃料を使用するものでも、エンジンの改良や触媒の使用などにより排出ガスが従来より少ない自動車は低公害車といえます。

特定外来生物

外来生物のうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で指定されたもので、生態系を乱し、人に害を与えるなどの外国原産の生物の中から政令で定めるものとされています。

都市計画マスタープラン

市町村が主体となって、市民の意見を反映させつつ定める都市計画に関する基本的な方針です。

は行

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出抑制と適正処理を目的とした法律であり、「事業活動に伴う産業廃棄物および一般廃棄物」について、各種廃棄物の定義、処理体系、それぞれの保管、収集、運搬、処理、委託などの基準を定めています。平成9年の改正で、都道府県などが安全・適正な廃棄物の処理施設を整備するための枠組みづくりや排出事業者の責任の強化、野外焼却の禁止などが規定されました。

PDCA サイクル

事業活動に伴い、円滑に遂行する手段で、PはPlan（計画）、DはDo（実施・実行）、CはCheck（点検・評価）、AはAction（改善）を繰り返す流れのことです。

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水等の汚れの度合いを示す指標で、水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量から求めます。この値が大きいほど水中の汚濁が進んでいることを表し、環境基準では河川の汚濁指数として採用されています。

フロン

CFCs（クロロ・フルオロ・カーボンス）、HCFCs（ハイドロ・クロロ・フルオロ・カーボンス）HFCs（ハイドロ・フルオロ・カーボンス）の総称で水素・炭素・ハロゲンから構成される化学物質であり、極微量の存在で大量のオゾンの分解を触媒するため、オゾン層破壊の主要な原因物質となっています。

や行

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

一般廃棄物の多くを占め、再生資源として利用が技術的に可能な容器包装のリサイクルを推進するため、平成9年4月に施行されました。この法律は、「消費者が分別排出」し「市町村が分別収集」し、「事業者（容器メーカー、中身の製造者等）が再商品化（リサイクル）」する効果的なリサイクルシステムの確立を目指すものです。

葉山町全域写真（拡大版）

